

平成23年12月6日から
平成23年12月7日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成23年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)	
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第 1 号 平成22年度標茶町一般会計決算認定について	6
認定第 2 号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	6
認定第 3 号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	6
認定第 4 号 平成22年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	6
認定第 5 号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	6
認定第 6 号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	6
認定第 7 号 平成22年度標茶町病院事業会計決算認定について	6
認定第 8 号 平成22年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成22年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	6
陳情第 1 号 標茶町も太陽光発電装置設置者に近隣市町村並の補助制度確立 要請に関する陳情 (総務経済委員会報告)	7
陳情第 4 号 TPP (Trans Pacific Partnership) 参加反対に関する陳情	8
一般質問	9
川村多美男君	9
黒沼俊幸君	18
深見迪君	21
本多耕平君	36
長尾式宮君	44
熊谷善行君	46
鈴木裕美君	53
議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定について	56
議案第60号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第61号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	60
議案第62号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	62
延会の宣告	66

第 2 号 (12月7日)

開議の宣告	70
議案第62号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	70
修正動議	71
議案第63号 標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第64号 標茶町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定 について	74
議案第65号 平成23年度標茶町一般会計補正予算	76
議案第66号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	76
議案第67号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	76
議案第68号 平成23年度標茶町病院事業会計補正予算	76
議案第69号 平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算	76
時間延長の議決	83
陳情第4号 TPP (Trans Pacific Partnership) 参加反対に関する陳情 (総務経済委員会報告)	84
意見書案第18号 原子力損害の賠償に関する意見書	84
意見書案第19号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの 定期接種化を求める意見書	85
意見書案第20号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書	86
意見書案第21号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書	87
意見書案第22号 介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書	87
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)	88
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)	88
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	88
日程の追加	89
議案第65号 平成23年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第66号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	89
議案第67号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	89
議案第68号 平成23年度標茶町病院事業会計補正予算	89
議案第69号 平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算	89
(議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・ 議案第69号審査特別委員会報告)	89
日程の追加	90
意見書案第23号 農業等に壊滅的な打撃を与え、地域崩壊を引き起こす TPPへの参加はしないことを求める意見書	90
閉議の宣告	91
閉会の宣告	91

平成23年標茶町議会第4回定例会議録

○議事日程（第1号）

平成23年12月6日（火曜日） 午前10時03分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 平成22年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定
について
認定第 3号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成22年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 5号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 6号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 7号 平成22年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成22年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成22年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 陳情第 1号 標茶町も太陽光発電装置設置者に近隣市町村並の補助制度確
立要請に関する陳情（総務経済委員会報告）
- 第 6 陳情第 4号 T P P (Trans Pacific Partnership)参加反対に関する陳情
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議案第60号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第61号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第11 議案第62号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	高橋則義君
管理課長	後藤英之君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから平成23年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時03分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
3番・菊地君、 4番・本多君、 5番・林君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月7日までの2日間といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、12月7日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

消防の広域化についてであります。

かねてより検討しておりました消防の広域化について、方向が定まりましたのでご報告申し上げます。

本件につきましては、平成18年6月に改正された「消防組織法」及び、同年7月に告示された消防広域化に関する「基本指針」に基づき、平成20年3月に「北海道消防広域化推進計画」が定められ、釧路総合振興局管内の消防署の広域化についても、関係市町村の合意形成を基本として検討することとされたものであります。

現在、釧路圏域の中には、釧路市消防本部、釧路東部消防本部及び釧路北部消防本部の3消防本部がありますが、平成20年9月に、釧路圏消防長及び釧路総合振興局地域振興部長の構成による「第1回釧路圏消防広域化連絡調整会議」開催をはじめとして、「管内副市町村長会議」や、各消防本部課長、各市町村関係課長及び釧路総合振興局地域政策課主幹の構成による「釧路圏消防広域化連絡調整会議幹事会」をそれぞれ開催し検討してきたところであります。

釧路圏域で広域化により本部機能を一本化することで、複雑多様化する火災や大規模化する災害等から地域住民の生命及び財産を守る消防体制の更なる充実強化・高度化が実現できるのか、消防本部の対応力や住民サービスが低下するデメリットが発生しないのか、各市町村の財政負担がどうなるのかなどについて検討してまいりましたが、構成する市町村間の距離が本州などと比べて遠いため、人員配備の効率化が図れない。財政的試算によると今まで以上に負担が増える自治体が多い。自賄い方式の解消が必要となるため、地元市町村以外の施設等の整備において、負担の不公平感がある。消防団は、地域に密着した消防活動を行うという特性上、広域化の対象とされていないことから、事務分担が消防署と消防団で別々の事務処理の扱いとなり、消防署と消防団との連携が薄れる恐れがあるなどの意見が多く出されました。

全道的な広域化の進展状況は、全道18ブロックのうち千歳市、恵庭市、北広島市で構成する札幌圏や富良野圏及び十勝圏の3圏域で協議が進められているところですが、他の圏域では協議があまり進んでいない状況にあります。

釧路圏の検討結果としては、11月30日に開催した管内副市町村長会議において、釧路圏域での消防広域化は、現段階で国から提示された平成24年度末までの消防広域化について、メリットが小さいことから広域化について見合わせることに決定したところでありますのでご報告をいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成23年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下6点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、第39回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月23日、31チーム271名の参加により力走が繰り広げられました。今年は終盤に雨模様となるなど、残念ながら記録的には恵まれませんでした。来年は40回という記念すべ

き大会となることから、より一層の参加を呼びかけていきたいと考えております。

2点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成23年度標茶町スポーツ表彰式が、9月23日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行われました。この表彰はスポーツにおいて優秀な成績を収めた方及びスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。本年度の被表彰者は、2個人であります。スポーツ活動における全国、全道大会において優秀な成績を収めたものとして、陸上の全道大会で400Mに優勝した標茶中学校3年小野寺一樹君、空手の全道大会で好成績を挙げた釧路湖陵高校1年高井駿君が晴れある表彰を受賞されました。今回受賞されたお二人が、今後も更に精進して活躍されることを期待するものであります。

3点目は、「ほくでんファミリーコンサート」についてであります。

10月22日に農業者トレーニングセンターで開催されました。町民の皆さまに普段あまり触れることの出来ないプロのコンサートを実感してもらいたいと、早くから誘致を企画しておりました。当日は350名を超える観客が、70名の奏者からなる札幌交響楽団のフル・オーケストラの演奏を充分堪能することができました。

4点目は、「標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。今年も、第30回で関係機関、団体の協力を得て11月19日標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約200名の来場をいただき開催されました。また、今年も大会運営を標茶高等学校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。発表者については、小学生の部が9校10名、中学生の部7校8名と合わせて18名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、阿歴内小学校6年佐藤逸樹君「自分を変えるために」、中学生の部、最優秀賞には、久著呂中央中学校2年伊藤大智君「豊かな自然を求めて」が選ばれました。なお、中学生の部、最優秀賞の伊藤くんには、来年行われる釧路管内大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

5点目は「平成23年度文化講演会」についてであります。

この事業は関係団体、個人などによる実行委員会の主催で12月3日に開催されました。21回目を数える今年も、元日本ハムファイターズのエースとして活躍され、引退後は野球解説者、スポーツコメンテーターとして活動、「ガンちゃん」の愛称で呼ばれ多くのファンに愛されている岩本勉氏を招いての講演会開催となりました。

当日は、午前10時からふれあいプラザを会場に小中学生を対象にした野球教室を開催していただき、町内の約50名の野球少年たちが熱血指導を受けることができました。引き続き午後1時30分からは、「人生の壁を乗り越える、人との出会いと救いの言葉」と題しての講演となりました。

岩本さんは、今までの人生が野球漬けの人生であったとしながら、リトルリーグから、中学・高校野球と進む中で、暖かい家庭に育つも、父親に野球に取り組む姿勢を厳しく教え込まれたことや、対照的に母親の愛情あふれる優しさなど、観衆の胸に訴える話を巧みなトークで披露しました。また、プロ野球に入団するときのエピソードや入団後の節々でコーチやスタッフに支えられたなどを、関西弁でユーモアたっぷりに語り掛けました。

会場は350名を超える観客が詰掛け、アンケート結果でも大変好評を博し、盛会裏に終わることができました。今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の叡智や先見力に学ぶ機会として参加いただきますよう努めてまいりたいと考えております。

6点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

管内中学校野球部員で構成する「釧路Kボール釧路選抜」、に標茶中学校野球部員5名が選ばれ、9月に行われた公式戦「北海道知事杯争奪Kボール秋季大会」において、見事優勝し、10月8日から千葉県で行われた「第6回Kボール全国中学生秋季大会」に出場したものであります。結果は、全国の代表チームを相手に勝ち進み、準々決勝では「オール東京」と対戦、見事勝利し、ベスト4へ進出、準決勝では新潟に惜敗したものの堂々の全国第3位となったものであります。

今後も更なる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました平成22年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑をおこないます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎陳情第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長(林 博君)(登壇) 委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

1、件名、陳情第1号、標茶町も太陽光発電装置設置者に近隣市町村並みの補助制度確立要請に関する陳情。

2、審査結果、採択すべきものでございます。

なお、この陳情の審査にあたりまして、委員会の協議の結果、次のように意見をつけることといたしました。

3、意見、本陳情については、東日本大震災後に災害対策の検討から、経済産業省においてもエネルギーの分散化が検討されております。

本町の第4期総合計画にも循環型社会形成の観点から省エネルギーの推進として、風力発電、太陽光発電、バイオマスエネルギーの利活用の検討が記載されており、省エネルギー全体の推進が急務と考えます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、第177回通常国会において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、平成24年7月1日からスタートします。

太陽光発電については生産各社も発電効率の向上を図っているなど、今後も多くの施設設置におけるコストダウンが進むと考えられますので、当委員会としても町内における太陽光発電装置設置者に対する補助制度の確立は急務と考えます。

以上で審査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

◎陳情第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。陳情第4号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第4号は、総務経済委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時27分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村議員。

○13番（川村多美男君）（発言席） さきに通告いたしました3件について質問をさせていただきます。

1点目は、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種ワクチンの無料接種継続と定期接種化についてであります。

本町は平成22年10月から3種ワクチン接種の一部を1,000円の自己負担で実施され、その後、平成22年11月26日に3種ワクチン接種への助成事業費を盛り込んだ国の補正予算が成立し、補助する市町村には原則的に接種費用を全額助成するよう求めるものであり、本町におきましても、平成23年1月から3種ワクチン無料接種に切りかえ、それまでの接種者に対しては自己負担費用を還付することとした経緯がありますが、以下について伺います。

1点目は、3種ワクチンの対象者に対する接種の進捗状況はいかがか。また、対象者に漏れなく接種を受けてもらうため、3種ワクチン接種の重要性を促す周知の取り組みについて伺う。

2点目といたしまして、3種ワクチンは原則自己負担であり、自治体と国の助成により無料接種となっていることは、子供たちが漏れなく接種を受けられることから歓迎するが、国の補助事業が23年度末で期限切れになることから、国の助成金がなくなった場合も、本町の独自施策として、24年度についても3種ワクチン無料接種を継続していくべきと考えますが、いかがか。

3点目に、現在、子宮頸がん予防、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌の3種ワクチンは、任意接種（原則自己負担）であり、予防接種法による定期接種の対象となることが切望されるが、町長、教育長においても管内の町村会及び教育委員会を通じ、国、厚労省に対し定期接種対象となるよう強く要望すべきと考えますが、町長、教育長のご所見を伺う。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番・川村議員の子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種ワクチンの接種継続と定期接種化についてのお尋ねにお答えをいたします。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、町立病院での接種体制及びワクチンの供給体制が整った昨年10月からヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの接種を開始し、子宮頸がんワクチンにつきましては、本年1月から接種を開始したところであります。

接種費用の助成につきましては、当初、ヒブワクチンの接種だけを対象としておりましたが、昨年11月26日に国の補正予算で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が成立したことから、本町でも3ワクチン接種の全額助成の予算を第4回定例会で議決をいただき、保護者の負担軽減を図るとともに、10月から接種した保護者へは、さかのぼって接種費用全額助成の措置をとったところであります。

1点目の3ワクチンの接種の進捗状況であります。平成22年度は、子宮頸がんについては対象者148名に対し接種者43名で接種率29%、ヒブワクチンについては対象者339名に対し接種者49名で接種率14.4%、小児用肺炎球菌については対象者639名に対し接種者62名で接種率9.7%、平成23年10月末では、子宮頸がんについては対象者129名に対し接種者75名で接種率58.1%、ヒブワクチンについては対象者323名に対し接種者79名で接種率24.4%、小児用肺炎球菌については対象者610名に対し接種者120名で接種率19.7%となっております。

また、接種対象等への周知につきましては、新聞折り込みで周知したほか、子宮頸がんワクチンについては対象保護者へのはがきによる個別周知を、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは新生児訪問や乳児健診において周知しているところであります。

2点目の3ワクチンに対する国の助成措置がなくなった場合の助成措置の継続であります。町立病院での接種担当医師を含めた体制やワクチンの供給体制の継続が見込まれることから、子育て支援や住民の感染症予防を推進する観点で、町の独自施策として、国の助成措置の有無に関係なく継続実施を予定しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種は、議員ご指摘のとおり現在は任意接種となっておりますが、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、WHO・世界保健機関が接種を勧奨していることや、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が予防接種法における定期接種に位置づけることを提言していること、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が99.8%の市区町村で実施されていることから、国を初め関係機関に予防接種法における定期接種に位置づけることを要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 3種ワクチンの定期接種化についてのお尋ねにお答えいたします。

学校保健に関しましては、設置者の責務として、学校保健安全法により、児童生徒などの心身の健康保持増進を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実など必要な措置を講じるよう努めるものとして規定されております。

また、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種予防接種による定期接種化につきましては、国の感染症対策の一つであり、安全性、国民の理解などが十分され、学校保健として取り組むことが決まった段階で、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考え

ておりますので、ご理解を賜りたいと思います

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま町長と教育長のほうから、それぞれご答弁いただきました。

国の助成が切れても、本町独自の施策として24年度も引き続き実施していくということをお聞きいたしまして、対象者、それから保護者に変わらしまして感謝を申し上げたいと思います。

また、国等の機関にも要望していくということでございますので、これも積極的なアクションをお願いしたいと思います。

次に、3種ワクチンのほうは対象者がかなりいるけれども、それなりの実施をされてきているものと思いますし、引き続き24年度もやっていくということでございますので、実施する人も徐々にふえていくものと思ってございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。

公立学校の防災機能の向上についてでございます。

3月の東日本大震災を初め過去の大規模地震の際にも、学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用された実績は多々あり、平成7年に阪神・淡路大震災を経験した神戸市と平成19年に新潟中越沖地震を経験した柏崎市の両教育委員会が、震災時に避難所となった学校を対象に防災拠点（避難所）として学校に必要なものを学校関係者に聞き取り調査し公表した経緯があり、本町においても、耐震化工事によって学校施設の強化をするだけでなく、避難所としての防災機能を備えた学校施設として整備する取り組みが必要と考へますことから、以下について伺ひます。

1点目は、大規模地震発生時、小中学校で授業の場合は児童生徒と教職員の安全確保が第一であり、そのためにも教室、体育館、職員室等の天井材、照明器具、窓ガラス、書棚、ロッカー、テレビ、家具等の非構造部材の地震時に備えた落下・転倒防止の点検整備、避難訓練の実施等、安全対策を講じることも必要と考へますが、いかがか。

2点目として、災害時、学校施設に必要な諸機能を備へることが求められ、標茶小中学校ではともに1,200人収容できるとされているが、災害時に地域住民の避難生活や避難所の運営に必要なスペースの確保とともに、ライフラインが被災した場合、トイレ、電気、水、ガス、情報伝達手段等の機能を保持するための対策や、現在、塘路小中学校に太陽光発電パネルを設置しているが、標茶小中学校や地域の学校にも順次設置し、災害時に電源とするための対策も必要と考へるが、いかがか。

3点目に、避難住民が長期にわたり避難所生活する場合は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄や学校敷地内に備蓄倉庫を整備するなどの対策、またバリアフリー化、要援護者対策も必要と考へるが、いかがか。

4点目に、我が国は地震国であり、本町も過去3度の規模の大きい地震を経験しています。500年に1度という大規模地震はいつでも起こり得ると言われています。本町も避難所となる学校施設の防災機能の向上を図るべきと考えるが、町長、教育長の所見を伺いたい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 公立学校施設の防災機能の向上についてとのお尋ねにお答えをいたします。

学校にかかわる安全対策につきましては、教育長よりお答えをさせていただきます。

初めに、災害時におけるライフラインの確保についてであります。避難所として設定した場合、不可欠な要素であります。確保するための手法として、災害協定を結んでいる事業者や町、関係機関等々と連携する中、確保する対策を構築していくことが現実的であると考えております。

なお、太陽光発電につきましては、貴重な提案として受けとめさせていただきますが、施設整備総体とのかかわりがあり、十分な検討が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄については、現在、商工会との協議を進めることとなっております。災害時防災協定を締結する中で、商店そのものが備蓄庫と位置づけ、対応することも含め、検討してまいりたいと存じます。

また、要援護者対応につきましては、長期にわたる場合、保健・医療機能が対応可能な施設での受け入れを行うなどのすみ分けが必要と考えております。

現在、防災計画の総体見直しを継続中であり、その中で詳細の詰めを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

小中学校における非構造部材の地震時に備えた安全対策についてのお尋ねであります。文部科学省では平成23年6月に東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会を設置し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討がなされました。同年7月、本検討会において緊急提言が取りまとめられ、非構造部材の耐震化の重要性が再認識されたところであります。

緊急提言では、点検の際に教職員の協力が不可欠である旨も言及されており、本町においても、文部科学省から示されているチェック表をもとに、施設を日常使用する者として、学校保健安全法第27条に定める安全対策の一環として教職員による点検を基本とし、その点検報告を踏まえ、必要に応じ施設管理者側として技術担当部署と連携し、点検及び対策を実施しているところであります。

しかしながら、非構造部材は多種多様であり、部材によっては耐震対策方法が十分確立されていないものもありますが、地震による過去の被害状況や重大な被害の発生が想定さ

れるものを考慮し、危険の芽を摘み取ることが重要と考えており、日常点検の強化と町内の全小中学校が避難施設として指定されていることも踏まえ、町担当部署とも連携し、必要に応じ修繕等による安全対策を進める所存でありますので、ご理解願います。

また、学校施設の防災機能向上については、町防災対策の方針により、関係機関と十分協議し、進めることとなりますことをご理解願います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 町長のほうからの答弁いただきました。

まず、ライフラインが被災した場合の想定で、太陽光発電パネル、ぜひ検討していきたいということがございますけれども、一番、発電に即使えるのは動かすことが可能な発電機、それを備えておけば、ある程度は電源ということになると思いますけれども、やっぱり今後は自然エネルギーを利用した太陽光発電パネル、これは緊急時に大変使い勝手のいい電源となり得ることも考えられますので、財政的な部分とか、いろいろな部分出てくると思いますけれども、将来的にぜひ検討して、本町では標茶小学校・中学校がともに1,200人を収容できるということがございますので、とりあえずこの標茶小学校、今新しくなりましたけれども、この人数についても、新しくなったからその1,200人を超えるのか超えないのか、今までと同じぐらいなのか聞いておきたいと思ひますし、ふだんは例えば設置した場合に、電気が発生しましたときには売電するなり、そういうことで対応もできると思ひますし、設置していざというときには自分のところに電源がありますので、そういう考えも将来的に向けてぜひ検討していただきたいなと思ひます。

また、要援護者対策でございますけれども、要援護者はできれば介護施設とか、そういうところに一時避難のときにでも対応してもらえるのが一番だと思ひますけれども、一応は小中学校、小学校になると思ひますけれども、一時的には小中学校に標茶の場合は搬送されるのかなど。あとは、要介護度に応じて介護施設とか、そういうような介護の手助けがいるような、対応できるような施設に動かすということも将来的には考えなければならぬだろうし、搬送する場合の地域のコミュニティー、実際に自治体でやるのか、そういう対策も日ごろから考えて対応していかなければならないと思ひます。

また、独居老人だとか、老夫婦が2人暮らしの場合とか、いろんなことが考えられますので、その辺についても町の防災計画等でも検討されていると思ひますけれども、今後の対策というか、マニュアル的なものも備えていただければなど、このように思ひます。

また、教育長のほうから、学校のほうの非構造部分はいっぱいありますということがございますから、それなりに点検も文科省のほうからすれということにされているように伺いました。できることから日々やっていると思ひます。また、特に小学校は現在建てておりますので、かなり構造なり機器も新しく、取りつけも、よくは見えておりませんが、余り地震時にゆらゆらと揺れないような固定的なものを照明灯でもつけているのかなと思ひます。

いますけれども、例えば窓ガラスにしても飛散防止のフィルムをつけるとか、日常これから点検しながら、まず児童生徒、職員等の安全、これをまず第一に確保しなければならないということもございましょうし、地震が発生したときには昔はよく机の下に潜れなんて言われていたけれども、今現在どのような、防災に対して、地震時に対しても、子供に対する教育といたしましうか、そういう安全マニュアル、対策等も学校で実施されているのか、訓練等もされているのか、その辺も今後検討しながら、地震時には一斉に体育館に逃げるようにしているのか、それともおさまるまで教室の机の下に潜っていて、後で先生が指示して誘導するとか、そういうことになっているのかどうか、その辺もできれば、いろいろ地震が直下型だとか、横に揺れたり縦に揺れたりする場合がありますので、ほとんどのものは固定されていると思いますけれども、そういう日ごろの点検とかも今後は積極的に安全第一ということで取り組んでいただきたいなと思いますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

標茶小学校につきましては、最新の対策を施した施設でありますし、窓ガラスや何かについても、構造上では飛散防止対策をしているガラスで、細かく割れるのですね、最後には。通常当たっても割れるという強化ガラスになっていますから、そういったものもありますし、施設についても、例えば揺れて落ちてくるとかと、そういった構造になっていない対策も当然とっています。

ほかの施設も耐震補強等も含めてやってきておりますし、また過去の地震におきましても、被害を受けたところについては、それなりの対策を講じて、子供たちの安全・安心な学校施設の配慮はしているところであります。

それと、避難訓練等どうなっているのだということもございまして、避難訓練については、各学校必ず年1回、しっかりと対応するというので、詳細についてはちょっとこの場では述べることでできませんけれども、本町におきましては、津波等についての被害想定はありませんので、まず基本的には揺れたら机の下にという形で、一定程度おさまってからそれなりの場所へ、例えばグラウンドとか、避難するという形の方法をとっているということもございまして。

それと、非構造部材の部分につきましては、これ毎月1回、学校においてしっかり点検しながら、子供たちに危険が及ぶようなことのないような取り組みをしっかりと行っているということもご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 失礼をいたしました。先ほどお答えしたと私思っておりましたので。

太陽光発電につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、施設整備を進める中でどうしたほうがいいのか、また防災対策として太陽光発電が本当に最優先の課題なのか

ということにつきましては、検討しなければいけないのかなど。もっと、議員がご指摘になりましたように、発電機のほうがやはり緊急性が高いのではないのかと考えておりますし、どんな災害が発生するかによりますけれども、太陽光発電というのは使える時間が決まっている、条件が決まっているわけでありまして、本当に最優先の課題として太陽光発電が有効なのかどうかについては、かなり検討しなければいけないのかなど思っておりますし、ただ、国がある程度の方向性を示した中で、これは太陽光発電を含めた再生可能エネルギーを全量買い取りではありませんけれども、ある一定程度の買い取りを各電力会社に義務づけております。そういった中で、私どもとしてどういった対策がとれるのかということも考えていかなければいけないと思っておりますので、いずれにいたしましても私どもが想定でき得る災害に対して何が優先順位としてということについて検討させていただきたいと思っておりますし、その中で太陽光発電というのも選択肢の一つとして考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、要援護者の対策につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、被災が長期間にわたる場合につきましては、やはり特別な施設、医療機能、保健機能、介護機能が必要だとなりますし、そのときに施設としてどうかという問題と、施設がない場合に、じゃスタッフをどう確保していくのか等々の問題があると思いますけれども、一時的にはやはりどういった場合であっても、どういった災害にあっても、大概の場合はやはり避難所のほうに移動いただくという形にならざるを得ないと思いますし、そのときの対応をどうしていくのか。先般の地域町内会連絡会議の中でも、各地域の自主防災組織の立ち上げについて、先駆事例を含めて各町内会で今回の震災を機会にいろいろなお考え、検討が進まれているように思っております。何せ広い行政エリアを擁しておる本町でございますので、地域会、町内会の皆様方の見守りといいますか、隣近所に対する気配りというものがやはり一番大事なものであろうと考えておりますし、そういった上で私どもとして何ができるか等々について、防災計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） はい、わかりました。

ただ1点、食料、それから飲料水、これ3番目の質問ですけれども、生活必需品等、商店がその備蓄庫に当たると、あるのだという説明でございましたけれども、生活必需品といってもいろんなメニューがありますし、水、それから食料、急場を応急的にしのぐものとしては、町内のそういう食料品屋さんあたりが被災に遭わないできちんと物を動かせるような状況であれば、それは問題ないと思うのですけれども、最低でも私は学校の敷地内に備蓄倉庫、食料とか生活必需品の中に入るかもしれないけれども、例えばガス、ここは都市ガスでないからプロパンガスでございますけれども、例えば応急的な携帯ガスコンロだとか、例えば携帯トイレだとか、そういうものも一緒にあわせて備蓄しておくことも必要でないのかなど、このように考えておりますので、その辺についてもう一回だけ答弁を

いただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどお答えしましたように、防災協定を協定する中で、商店そのものが備蓄庫として位置づけ、対応することも含めて検討してまいりたいと、そのようにお答えをしておりますので、選択肢の一つでございますので、それと広大な行政エリアの中で、それぞれの地域においてどの程度のものが必要なのか、現実的なやはりある程度の災害を想定した中で、どういったことが可能かについて検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。

次に、3点目の水資源保全地域における届け出制の導入と地下水源・水道水源保護条例の制定についてを質問いたします。

世界的に水問題が深刻化する中で、近年、本道において海外資本等による大規模な森林の取得が明らかになったことを契機に、水資源の保全に関する道民の関心が高まるとともに、水源周辺の土地について適正な土地利用を推進することなど強く求められている中、道は（仮称）北海道水資源の保全に関する条例の制定に向け、着手しています。

また、ニセコ町は、平成23年4月から、地下水源、水道水源の保全・保護条例を制定し、施行していることから、以下について伺う。

1点目は、本町には水源地は6カ所あり、町民の貴重な水道水源となっており、水源地周辺を水資源保全地域として指定し、将来にわたって水源地を保護していくべきと考える。

また、水源地周辺の土地所有者、管理者等の把握も実施すべきと考えるがどうか。

2点目に、道は土地の買い主に適正な土地利用が図られるよう、水資源保全指針等に沿って助言する、いわゆる届け出制導入を図ろうとしている。本町も、町民が現在及び将来の世代にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、水資源保全地域の指定や適正な土地利用について売買時の届け出制の導入や地下水源及び水道水保護条例の制定、水資源保全審議会設置条例等の設置に向けた検討、取り組みが必要であると考えているが、町長の所見を伺う。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 水資源保全地域における届け出制の導入と地下水源・水道水源保護条例の制定についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町にとって水資源は貴重な財産であり、将来にわたって残さなければならぬものとの考えに意を同じくするものであります。

1点目の、本町の水道水源地周辺を水資源保全地域として指定し、その周辺の土地所有者、管理者等の把握も実施すべきではないかとのお尋ねでございますが、議員ご案内のとおり、北海道では豊かな水資源の恵みを現在及び将来にわたって楽しむことができるよう、仮称であります。北海道水資源の保全に関する条例の制定に向けて、素案へのコメントを募集

しているところであります。この条例素案の中に、公共の用に供する水源の周辺の区域であって、水資源の保全のために特に適正な土地利用を推進する必要があると認める区域を市町村長の提案に基づき水資源保全地域として指定することができることとしております。

この指定を受けた地域においては、土地に関する権利の移転等の事前届け出制を定めようとするものでありますことから、本町の水源地周辺の状況について精査を行い、他の法律等との整合性や規制の状況を勘案しながら、提案について検討してまいりたいと考えております。

なお、水源地周辺の土地所有者等は把握しておりますが、今後においても道条例素案の届け出による買い受け予定者の把握及び国土利用計画法や森林法に基づく届け出と連携した状況把握に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の、本町においても豊かな水資源の保全を図るため、ニセコ町のような保護・保全の条例制定に向けた検討、取り組みが必要ではないかとお尋ねでございますが、議員ご案内のとおり、この条例については、本年4月の制定でございますが、北海道の水資源の保全に関する条例の姿が見えない中でスタートしたものであります。

本町といたしましては、北海道が制定に向けて鋭意進めております水資源の保全に関する条例に沿いまして、北海道との連携と市町村の役割により、水資源の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま町長から答弁をいただきました。

本町における水源地周辺の土地の所有者、管理者等は把握しているということでございますので、この点については安心をしておりますし、また道のほうで考えているこの届け出制、条例の制定に向けては、国有地以外の道なり市町村なりの所有する、また個人が所有する土地についてを進めているということで私も理解しております。その土地の所有者については、本町においては問題ないのかなと思います。

それから、町長は、道の条例の進行を見ながら本町も検討していきたいということで、設置してから道と連携しながらやっていくということでございますので、これも了といたします。

ただ、ニセコ町、今町長もご答弁ありましたけれども、4月から施行しておりまして、規制対象と、この条例の中には水、水源保護地の指定と、それから規制対象施設、この指定された例えば町なり道が指定された土地に、水道の水質を汚染するおそれのある施設だとか、水量に影響を及ぼすおそれのある施設だとか土地の所有者、また水源の涵養となる樹木の伐採が必要となる施設だとか、取水を目的として水源の枯渇を招くおそれのある施設は、審議会等を通して道と市町村が土地の売り主、買い主に意見を要するに申し述べていくという条例、その内容はそういうふうにこのニセコ町でもうたっておりますし、道もそのような方向でこの条例を策定していくのかなと、こういうふうに思いますし、また届

け出制というのは、あくまでも道と市町村の連携の中で、本町におきまして土地の所有者が買い主に売ろうと思った3カ月前に届け出制をしいていくような、そういうイメージがあるのです。その中で、町と道が連携しながら適正な土地利用を図っていただくために、このような条例や新たな届け出制を導入しようとしておりますので、何とか早期に標茶町も水資源を守っていくためには、それに呼応するような形で検討していただきたいと思っております。

そういうことで、この条例の制定、届け出制について考えてございますので、検討について、いつまでどうのこうのということにはならないと思っておりますので、道の条例が本当に今年度中に制定されるのか、24年度に移るのか、それはわかりませんが、町といたしましても、町民の貴重な水資源を守るために積極的な形で取り組んでいただきたいと思っておりますので、最後に一言町長にお聞きしまして終わりたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ちょっと失念をいたしましたけれども、以前もこの問題等については、小野寺議員ですか、のほうから質問をいただいたときにもお答えをしておりますけれども、議員ご案内のように、ニセコ町の条例を見ても、また道の条例を見ても、いわゆる規制対象の施設に対して届け出制ということでありまして、その所有権に対して所有権の異動を関与できないということがまず前提であります。条例等でもし規制対象施設等々を定めた場合においても、それがその規制対象になるかどうかの判断といいますか、その根拠といいますか、予定者に対してこうこうこういう理由でこうこうこういう数字、実態調査等々を含めて、行政として必要だからという証明をしなければいけないということでありまして、例えば水量であるとか、水源涵養をどこまで範囲にするかということになりますと、これ非常に困難な状況であるということもぜひご理解を賜りたいと思っております。

したがって、本町独自でニセコ町のような条例を制定しようということになりますと、最終的な判断で届け出を義務づけても、その届け出を義務づける根拠として町が何を要求するのかということが、これが非常に難しいということもぜひご理解をいただきたいと思っておりますので、私どもとしては、道がどういった形が出るのかをある程度の一定程度の参考にしながら、また道の中で市町村の関与について明記されておりますので、そういった中でどういった形で守っていけるのかということが現実的な問題として可能かということについて検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○13番（川村多美男君） 終わります。以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で13番・川村君の一般質問を終わります。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、T P P 交渉参加表明後の本町産業への影響はどうかということで質問を行います。

10月29日に、ことし2回目のTPP参加反対の集会在ういずで開催されました。その2週間後11月12日にハワイで総理は、APEC（アジア太平洋経済協力会議）でTPP参加表明を行ったということでもあります。現在、農業者、漁業者、医療関係者、消費者も含め、不安と怒りが頂点に達していると思います。

現況でEPA（経済連携協定）では、関税をなくす対象から外している品目は940であります。農林水産品は850品目入っているところでもあります。最も重要な米、小麦、砂糖、バターなどは、この中に入って関税で守られているわけでもあります。

米を例にとると、関税をもしなくしますと、現在の国産米の価格の約3分の2以下で外米が流通すると言われております。その他バター、チーズ、牛肉がどのようになるかは私は正確には申し上げられませんが、間違いなく標茶の酪農と畜産は崩壊すると思っています。この点について、町長はどう受けとめているかについてお伺いをいたします。

参加表明後に条約を締結するまでの交渉の時間がかかるわけですが、どのように進んでいくと考えているかについてもお伺いします。

終わりになりますが、適当な時期を見て、私たちが得た知識をもとに全町民に呼びかけ、勉強会を行ってほしいと思いますが、これについてもお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・黒沼議員のTPP交渉参加表明後の本町産業への影響はどうかのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、11月12日、野田首相は、TPP交渉参加に向けた協議に入ることを表明いたしました。国内世論が賛否拮抗する中で、国民への説明不足は最後まで解消されることなく、国際公約ともとられかねない発言を急いだことは、地域の存続や国の形にかかわる問題として反対していた者としては残念でなりません。

議員お尋ねのTPPがもたらす例外なき関税撤廃と本町酪農畜産業の関係ですが、乳製品はこれまで内外価格差を埋めるために、バターは360%、脱脂粉乳は218%という高関税となっていました。TPPに参加すると、この関税が10年以内にゼロになる可能性が極めて高いということで、日本乳業協会の試算では、国内生産減少率として、バターが85%、粉乳では100%、クリームでも30%という数値を公表しております。

また、牛肉にあっても、乳用種のほぼ全量と肉専用種のおよそ半分が外国産牛肉に置きかわると試算されている一方、国内的には都府県の生乳生産がほぼ消滅し、道産生乳がとってかわるほか、肉質等級の高い高級牛肉は残るのではと観測されています。

しかし、いずれにしても無関税化により内外価格差が顕在化することで、生産者だけではない酪農畜産業界全体に大きな打撃となることは必至の情勢と考えられますし、TPP交渉参加が生産者に大きな先行き不安を与えており、既に新規投資を見合わせる動きもありますし、最悪、経営中止の決断を早める生産者が出てくることを懸念しており、酪農畜産産業を基幹産業とする本町にとって重大な岐路を迎えつつあるものと認識をしております。

交渉の進展につきましては、マスコミ等で知らされている内容以外に情報はありません

が、来年1月にアメリカとの事前協議が行われ、続いて春に日本がTPP交渉に参加し、11月に交渉妥結といった日程が想定されており、極めて大きな政治的変化がない限り、このまま進むのではないのかと危惧をしております。

なお、議員ご提案の勉強会につきましては、最近の世論調査の結果、すなわち全国では賛成46%、反対28%、道民でさえ賛成50%、反対45%となっている事実とあわせ、今後の交渉日程を踏まえつつ、開催の必要性や内容について、関係団体と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

また、時機を得た反対運動は最後まで追及すべきものと考えておりますが、並行して本町酪農畜産業の生き残りのために、農業の体質強化のための施策の一層の充実を機会あるごとに国や道に求めてまいりますし、消費者が望む安全・安心な食料を安定的により安く供給できる生産体制の構築に向け、これまで同様に農地や農地利用の集約化、そしてエゾシカによる食害の抑制、良質自給飼料の確保に向けた取り組み等々について、関係機関と連携をしながら進めてまいりますので、ご理解を願います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 町長から、変わらぬTPPに対するかたい決意表明がありまして、本当に私も同志と思って喜んでおります。

先般、第1回定例会で私がこの質問に類したことでお尋ねしましたところ、本町には農業で111億円、関係産業は150億円、全く本町が全滅するというような数字が発表されまして、それ以来、私も鋭意勉強しておりますが、今月の4日に釧路で今まで政府の閣僚であった方のフォーラムを聞く機会がありまして、今町長が述べられた11月参加の内容が発表されるだろうし、締結までに3年ぐらいいはかかるのではないかというようなお話を聞きまして、私も、いや、どんどんそういうふうになっていくのかと愕然としている毎日であります。

その会場でのお話にも、釧路は全国に先駆けたバルク港の設置を国に働きかけて、かなり前向きに進んでいる、そういったこともこの酪農畜産がだめになる、そうすることによってそのバルク港も全く宝の持ちぐされになる、そういうお話も聞きまして、道東全域にこのTPPのあらしというのが吹きまくるのかなと感じているところであります。

長くはいろいろやりとりするつもりはありませんけれども、私たち議会も今回陳情を受けまして、TPP参加表明に反対する会のほうから陳情が出ております。議会全体でこの陳情も議論されると思いますけれども、本町全体で皆さん心配しているのだということで、議会一同きっとみんなこのTPPに反対しておりますけれども、町執行部初め皆さんもTPPにはぜひ前向きに、長く時間がかかるとは思いますけれども、反対運動をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、これで質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 答弁よろしいですか。

○6番（黒沼俊幸君） 要らないです。

○議長（平川昌昭君） 以上で6番、黒沼君の一般質問を終わります。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問させていただきます。

最初に、文部科学省の指示による勤務実態調査、今回行われたわけですが、それが必要であったのかどうなのか、検証を含めて教育委員会の意見を聞きたいというふうに思います。

ことし10月の文部科学省の指示により、北海道教育委員会は教職員の勤務実態調査を行いました。本町でも各学校での調査を行い、この調査報告は既に行われていると思いますが、標茶町では、いわゆる文部科学省の言う不適切な勤務実態の事例はあったのかどうか、まず伺いたいと思います。

今後、今回標茶町教育委員会が提出した調査報告を精査して、問題のある校長、そしてまた、その後、教員を呼び出すというふうになっているようですが、そのような状況は予測されるのか、伺いたいと思います。

文部科学省の指示により、教職員の日々の勤務についての調査内容、これは日常的に学校長や教育委員会は把握していないのでしょうか。

また、万が一不適切と思われる勤務実態があった場合、学校長や教育委員会はそのようなことのないよう指導が現場で日常的にできないものなのでしょうか。

さらに、教育長は勤務実態調査を行わなければならないような事態が標茶町の各学校にあるという認識をお持ちでしょうか。

今回のこの調査は道教委で167名のチームをつくり、平成18年から22年までの5年間にわたる20項目にも及ぶ膨大な内容の調査をし、その調査結果の提出を全道2,300校、5万人の教職員について求めたものであり、教育現場に多大な負担と混乱をもたらし、ただでさえ多忙な教育現場の業務を滞らせることになったと私は思うのですが、その点ではどのようにとらえていますか。

また、町としてはそのような問題はないと調査を断るべきだったのではないかと思います。ですが、いかがですか。

今回の調査は多分、以前にあった北教組による違法献金事件に関連して、昨年、道教委が実施した服務規律調査が発端であるというふうに考えますが、調査項目の中には長期休業中の研修活動や教育研究団体の業務実態など、日々の教育活動に必要な努力をし、時には自費で研修活動を行い、教育現場を支えている教職員の自主的、創造的な研修活動さえ調査の対象にしています。このようなことは教育の独立性、中立性を侵す教育への行政の不当な介入であり、余りにも現場で努力している教職員を信頼していない態度と思いますが、教育長はどう考えていますか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 12番・深見議員の北海道教育委員会が実施した教職員の勤務実態調査についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のように、この調査は会計検査院による北海道教職員の給与支給に係る検査の結果、義務教育費国庫負担金の対象となっている教職員の一部について、その算定額に影響が見込まれる事態となっているため、10月13日に文部科学省から会計検査院と同じ内容で全道調査を実施するよう北海道教育委員会が指導を受けたことで、調査実施したものであります。

1点目のお尋ねであります。調査において本町での不適切な事例があったかどうか、また校長をはじめ教職員の事情聴取の可能性については、今後の道教委の調査結果によりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目のお尋ねである教職員へ日常における服務等の指導及び本町における今調査の必要性の考えについてでありますけれども、初めに教職員への日常的な指導につきましては、各学校、法令等に基づき、教職員の服務等に関しては適正に指導、措置が行われているものと考えております。

一方、本町で今回の調査実施の必要性については、前段申し上げたとおり、会計検査院の検査結果による道教委による調査であるものと認識しております。

3点目のお尋ねの調査実施による学校職場への影響についてであります。学校から提出する調査資料は職員名簿、出勤簿、学校日誌など、法令、規則等で備えるべき簿冊の原本であり、多少の書類確認に時間を要したものはと思いますが、新たに簿冊等、作成することではないため、業務に大きく影響を与えたとは認識してございません。

また、本町は問題ないとして調査を断るべきとする考え方についてであります。調査は道教委から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第53条第1項及び第54条第2項の規定により資料提出を求められたものであります。この調査結果によって、本町各学校は自信と確信を持って問題はないとすることで道民、そして町民の方々にご理解していただくことが重要と考えるものであります。

4点目のお尋ねであります。調査項目の中で、長期休業中の研修活動、教育研究団体の業務実態など教職員の自主的研修活動などを調査対象としていることへの考え方についてであります。長期休業中の研修活動については、適切な研修内容により学校長への届け出をすることにより認められたものであり、また教育研究団体等の業務についても、会計検査院の検査の中では、その会議などの中で研修や研究、学校運営に必要な情報交換が行われている場合は認められるものとの説明であります。

今調査は教職員に対する不当介入には当たらないものであり、本町の教職員に対しては日ごろから適切な教育業務が行われているものと確信しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ちょっと最初のほうの答弁と最後のほうの答弁と、私は矛盾しているのではないかと思うのですね。

会計検査院の実態調査からこういう問題が発生して、文部科学省は調査の必要性を考えたのだというふうに思うのですけれども、しかし私が伺いたいのは、この標茶町の日々の勤務実態の中でそういう不適切な勤務が行われているのかどうかということについて、最後のほうで、適切に行われていると考えていますと。適切に行われているというふうに教育長言いましたけれども、これ第1点目の質問になるのですが、それならば調査する必要はさらさらないのでないですか。その点はどうでしょう。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、これは会計検査院の検査によって不適切な状況があるという、これは全体ではないのですけれども、抽出調査の中で10%程度の可能性があるということの指摘があって、それに基づいて文部科学省は道教委に対して調査をすべきということで指導があったということですから、私どもとしては先ほどの法律の関係もありますから、こういった資料を出していただきたいということでの要請があれば、これは拒否するというような形にはならないということも、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 今教育長は、一部ではあるけれども不適切な、一部ではあるけれどもそれははっきりしているわけでしょう、大体。私は大体調べて、どういうところでどういう……。確かに教職員の勤務の実態について、私も不適切な実態が北海道のごく一部の部分であるというふうに、それは認識しています。だけれども、標茶町でそれがいいのかどうかということについては、さっき教育長はないというふうに答えたと思うのですけれども、その点はどうなのですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） ないと確信しているという言い方をしたのでありまして、だから先ほども答弁の中に申し上げましたけれども、ないということを証明するために資料を提出して調査をしていただくということ、そういう思いでありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） だから、それがおかしいのですよ。これは校長にしろ、教育委員会にしろ、日常的に教職員の勤務の問題については、把握していなければならないわけでしょう。だから、ないと確信していると言うけれども、これこれこういう勤務の実態ですよということを上に上げて、そして調べてもらわなかったら、勤務が正常に行われているかどうかわからないということなのですか、それは。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） そういう意味ではなくて、基本的には私どももあるいは校長先

生方もしっかりと学校経営をされているというふうに認識していますけれども、ただ、文科省から道教委を通して調査をしたいのだからということですから、私どもその資料を提供して、間違ったあるいは不適切な勤務実態がないということ逆を証明したいという意味で提出しているということも、ぜひご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 今の教育長のご答弁で、いや、私は標茶の教育が、あるいは先生方の勤務状態が、本当に非常に適切でというよりも、よく頑張っておられるなど。常日ごろ校長先生も含めて、教育委員会の指導もあって、不適切な勤務実態があるというふうには、そういう考えを持って質問をしているわけではなくて、むしろしっかり頑張っているという認識のもとに質問しているので、それならばなおのこと、こういう会計検査院だか文部科学省だかわからないですけども、こういう調査を全部むらなくでしよう、行うというのがやっぱりおかしいのではないかとというふうに思うのですよ。もっと地方の教育委員会は権限あるわけですから、そこを信頼して、教育長とのやりとりの中で、それをやるとかというふうにはできなかったものなのかどうなのか。私は、こういう形の文科省の勤務実態調査というのは、非常に地域の独立している教育委員会を信頼していないというか、そういう気がしてならないのですね。だから、その点について、会計検査院の調査であったのだけれども、教育長はそういう調査自体がおかしいというふうには感じなかったのですか。これは最後の質問で、そこだけ聞いておきます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

会計検査院の検査につきましては、これは国税を適切に使用されているかどうかということで、国民的な立場で調査するという、そういう組織でございますから、その指摘があればやっぱりその調査に従うということが基本ですので、これは別に教育委員会ばかりではなくて、どこの部署についても、それはもう完全にそういったことについては、しっかりと対応していかなければならないと。今回は、先ほど議員おっしゃられていますけれども、私どもとしては疑うのではなくて証明したいということで調査に協力しているということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 私は、やっぱりその点は理解できないのですよ。疑われると思われるようなところに会計検査院が調査に入ればいいわけで、立派にやっているようなところにこんな調査をわざわざ行うというのは、何か恣意的なものを感じるので、教育長それ感じなかったのかなと。何できちんとやっているところにこんな調査を行うのだというふうに思わなかったのかなというふうに思ったものですから今回お聞きしたので、こういうのはやっぱり教育の現場になじまないですね、こういう調査というのは。

それで、そのことを言いまして2番目の質問に入りたいというふうに思います。

今度は、今の勤務の実態調査の裏表の関係にある教職員の過重な時間外勤務の解消、こ

れについて一体どういうふうに現場では考えているのか、あるいは教育行政は考えているのか、そのことを伺いたいというふうに思います。

今、学校現場では、膨大な超過勤務と持ち帰り仕事をしている実態が常態化しています。この北海道でも、これは道の調査も含めて言えますけれども、平均して月40時間から60時間の残業が行われていると聞いているのですけれども、標茶町の実態は一体どのようなになっているのか、まず伺いたいというふうに思います。

2つ目に、国立及び公立の義務教育諸学校の教育職員の給与に関する特別措置法、私はいわゆる給特法と略して言っているわけですが、この給特法では、残業と引きかえに、残業手当は出せないから、それと引きかえに一律4%の調整額を支給するというふうになっていますが、これは残業時間に当てはめると何時間分ぐらいになるのか、伺います。

また、もし現状の残業実態でいくと、教職員の残業手当は例えば月50時間としてどの程度に換算されるのか、それを伺います。

この点については、前はほんのちょっとの質問で前回管理課長に答えていただいたのですが、私たちと違って先生方という言い方をされましたよね。それで、それを数字でちょっとはじいていただきたいというふうに思います。

3つ目に、この超過勤務の現状は、過労死ラインと言われている月80時間を超える教職員もいると聞いています。このほど、先ほども質問したように、北海道教育委員会が文部科学省の指示で勤務実態調査を行いました。私は教える教職員にも、学ぶ子供たちにとっても、今教育現場に切実に求められているのはこの超過勤務の解消だと考えているのですが、いかがですか。

この超過勤務を解消するためには、文部科学省がみずから喫緊の課題だと言っているように、少人数学級の実現が今こそ必要だと考えますが、その点についてはいかがですか。

むしろ少人数学級の実施は、国や道の責任で行うことが当然と考えますが、その実現を待つ間、取り残される子供たちがあってはならないと考えます。そのために教職員定数の改善が実現するまで、9月議会で採択された請願の「ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施」の実現のため、来年度、町の予算措置をすべきと考えますが、どうですか。

ゆとりある教育、行き届いた教育を進めることについては、思いは同じと考えますが、あわせて教職員の過重な時間外勤務がその妨げになっていることを考え、ぜひ町独自の少人数学級の実現を望むのですが、これは町長の所見も含めて伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 12番・深見議員の教職員の過重な時間外勤務の解消に実効ある手立てをのお尋ねについてお答えします。

教職員の長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の心身の健康などに影響を与えるおそれがあることや、子供と向き合う時間を拡充する観点から、縮減に向けて取り組まなければなら

ない課題と認識しているところであります。

平成20年の道教委の実態調査によると、教員の勤務日における1日の平均労働時間は、校長が約10時間、教頭が約12時間、教諭が約10時間から11時間となっています。また、勤務日における1日の持ち帰り時間は、小学校教諭で37分と最も長く、その他の職種については20分程度となっています。

1点目の本町の教職員の超過勤務実態についてのお尋ねであります。道教委の実態調査時のデータであり、全校対象ではなく、選定した学校のものであることをご承知おき願いたいと存じます。

調査では、各教職員の2週間の勤務実態を集計したもので、土曜日、日曜日を含め、1人当たりの平均17時間、それから単純に1日に換算すると1時間12分ほどの結果となっております。町内全校の調査は行っておりませんので、学校規模、教職員の校務分掌等によって、教職員の勤務実態は違いがあるものと認識しております。

2点目の4%の調整額を残業手当に換算すると何時間くらいになるかのお尋ねであります。初めに給与等に関しては道教委が所管するものであり、概算として算定しましたことをご承知おき願います。

平成22年4月の基礎データで、全道小中学校教職員平均給料月額約34万9,000円、平均年齢42.2歳の調整額4%の時間換算にすると、おおむね6時間余りであり、50時間を調整額に換算すると33%程度となります。

3点目の超過勤務の解消についてのお尋ねであります。教職員の勤務につきましては、これまでも勤務時間の縮減に向けて、会議の効率化、コンピューター化を進め、事務処理の軽減を進めているところです。各学校においても、勤務時間縮減のための取り組みを積極的に進め、月2回以上の定時退勤日を設けるなど、具体的な働きかけを行っており、一定の効果を上げていると認識しているところであります。

ただ、勤務時間につきましては、学校の規模や先生個々の状況によって異なる実態もあります。また、部活動など情熱あふれる先生が勤務時間の縮減に対応できないというジレンマもあります。この点につきましては、保護者や地域のご理解やご協力もいただきながら、教員の意識改革も含めて進めていかなければならない点かと思われまます。また、大規模校においては、児童数、校務分掌の点で忙しくなる傾向があると認識しています。

児童生徒のきめ細かな指導ができるよう、比較的規模の大きい標茶小学校や標茶中学校については、少人数加配をそれぞれ2名、特別支援の支援員をそれぞれ1名ずつ配置するなど、現状の制度でできる最大限の取り組みを行っているところであります。

今後も道の編制基準について遵守しながらも、常に地域や児童生徒の現状、教職員の実態を把握し、教師の勤務時間の縮減に努め、子供たちが生き生きと学習に取り組めるよう指導、助言してまいります。

4点目の少人数学級実施についてのお尋ねであります。少人数による教育は、児童生徒一人一人に教師の目が行き届き、きめ細かな指導につながったり、児童が落ちついた環

境で学ぶことができるという利点が指摘されているところであり、国におきましても、より質の高い義務教育を推進するために少人数学級を推進することの必要性を認めていることは、6月の議会で申し上げたとおりであります。

9月町議会で採択された請願は、現在、内容調査、検討中でありますことをご理解願います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 教職員の過重な時間外勤務の解消に実効ある手立てをについてのお尋ねにお答えをいたします。

9月議会で採択されました「ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施を求める請願」の実現についてのお尋ねであります。請願採択は重く受けとめておるところであり、現在検討中でありますので、ご理解願います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 大体、現状の認識は一致したと思います。

さっき、例えば月50時間残業したとして、どの程度に換算されるかというのが、よく聞こえなかったのですけれども、後でもう1回答えていただきたいと思うのですが、この超過勤務を解消するために現場でいろんな努力をしているということで、一定の解消があるというふうに言われましたけれども、本当にそうなのかというふうに思うのです。道の教職員課のこの時間外勤務等の縮減に向けてというのはおりてきていますよね。そのポイントを見るのですけれども、まさしく今教育長が言われましたように、長時間に及ぶ時間外勤務というのが常態化していると。その実態は職員の心身の健康などに影響を与えるおそれがあったり、子供と向き合う時間を拡充する観点からも、急いで取り組まなければならないということを言っているのです。もちろん学力向上と豊かな心、健やかな体を育成していくためにも、先生方が一人一人の子供と向き合う時間を確保しなければならないということで、この勤務時間の縮減、超過勤務、異常なまでの超過勤務の実態を解消しなければならないというのは、道も言っているのですけれども、その解消に向けての方策なのですよね。

聞きますけれども、どういうふうにしてこれを解消していくかといったら、時間外勤務等縮減強調週間、これを年2回以上持ちなさいと。縮減のために強調週間を年2回以上持ちなさい、それから定時退勤日、時間になったから帰りましょう、月2回以上設定しなさいと。こういう実態は標茶町の学校教育、学校の中ではどういうふう to 実施されていますか。

それと、こういうことは効果あるというふうに考えていますか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。まず最初に本町の調査した内容でありますけれども、おおむね6時間余りだということで、50時間の調整額に換算すると

33%程度だということでお答えしておりますので。

それと、超勤の縮減に向けた解決策、どのような取り組みをしているのだということでのお話でありますけれども、これについては、先ほどのお話にありましたように、強調週間の設定ということで年2回以上取り組みをしている、すべての学校で取り組んでおりますし、内容的には退勤の呼びかけ、それから会議等の効率的な推進、それから説明等の実施、こういったものです。

それと、効果があったのかないのかというお話でありますけれども、とても効果があった、割と効果があった含めると、95%程度の学校で効果があったということで評価をしているところであります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私、現場の先生方に聞いて回ったのですけれども、結局その週間を設けても、定時退勤日を月2回以上という、これもまた漠然とした話なのですけれども、これを設けても、きょうは時間どおり帰りましようと言って呼びかけるわけなのですよね。そして、帰るけれども、先生方のかばんの中には持ち帰りの残業、仕事を手に持って家に帰っているという実態があるのではないですか。その点ではどうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほども全体調査ではないのですけれども、本町におきましても一定程度超勤の実態があります。大体、平均すると17時間ぐらいですから、1日に換算すると1時間12分ほど、そんなような結果になっております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いや、ちょっと質問に答えていないと思うのですけれども、95%効果があったという、その根拠なのです。週間を設けたり月2回以上の定時退勤日を設けるということについて、せっかくそれを設けても、持ち帰りの仕事を持ってきょうはその日だからと言って定時に帰ると。だけれども、かばんの中には持ち帰りの仕事がしっかり入っているというような実態はないのかどうかというのを聞いたのです、さっき。どうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほども申しましたけれども、個々の先生方によって実態はかなり違うのだろうと。詳細、だれが何時間何時間というのはちょっと把握はしておりませんが、平均したらこの程度だろうというふうに調査結果でも出ておまして、これについては、やはり効果があるような対応をしていかなければならないということで、意識改革もしていかなければならないのです。それと、部活動や何かについても、一定程度、停止日を設けるとか、あと行事の取り組み方、そういったものも極力効率的に、効果的に対応するとか、あるいは会議や何かの内容では、例えば資料の事前配付だとか、提案あるいは説明の重点化だとか、そういったことをしながら極力、時間外縮減に向けて現在取り組んでいるということで、ぜひご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 結局、効果があったというふうに95%の回答だというふうに言ったのですけれども、今の何かご答弁の感じでは、なかなか縮減の実効ある効果があるというふうには見えないように感じました。

もう一つ、これ縮減するために各種コンクールや行事への作品公募や審査等の参加協力業務の精選とか、結局、余り何々の作品展とか、そういうコンクールなんかの参加を極力抑えて、そうして超過勤務をなくしていく。先ほど言いましたように、部活動なんかも部活動停止日を意識的に設けるとかといって、子供たちがあるいは親が一番願っているような、子供たちが生き生きと活動できるよういろんなコンクールや行事への参加を抑えるような、そういうようなことが取り組みの一つとして言われているのだけれども、それは具体的には標茶の学校では行われているのですか。

そしてまた、私は、そういう行事への作品公募とか、そういう問題については、全人格的な子供を育てるという意味では逆効果でないのかなというふうに思うのですが、その点の評価をちょっとお願いしたいと。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 子供たちが一生懸命やっていることに対して制限をしているのではないかなというふうなお話があったのですけれども、本町におきましては現実にはいろんな場面で子供たちの活躍、恐らくご案内だというふうに思いますけれども、そういった面からしますと、そういうことがあればこういう効果は出てこないというふうに私ども認識しておりまして、そのような実態はございません。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） あと2つだけ聞きたいのですが、時間内に終わるようにしたいと思うのですが、その1つは、さっき抽出ではあるけれども平均月17時間ぐらいの残業しているのではないかとお答えになりました。それは道の平均的な先生方の残業の時間から比べると、結構多いなというふうに、道で調べた結果から見ると多いなと思うのですが、その点はそういう認識でよろしいでしょうかということが1つです。

もう一つは、学校が取り組む事項として、校内に業務改善委員会を設置して業務を見直すというふうにあるのですが、これは全校で実施されているのかどうなのか。

この2つ、伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど1日に換算すると1時間12分ほどの結果となっているということです。2週間大体平均17時間ということで、月に換算すると大体34時間程度かなというふうな認識でいます。

それと、超勤解消のため、校内業務改善委員会を設置しているのかどうかというお話でありますけれども、委員会自体は設置しておりませんが、校長、教頭が指導して、

先ほど申し上げましたように、時間外勤務の縮減強調月間とか強化月間ということで、あらゆる面で勤務実態の見直しとか、それから意識改革を含めて一生懸命取り組んでいるということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 効果があるかないかという点では、私はちょっと認識が違うのですけれども、その点についてはもう一度調べ直してみたいなというふうに思います。

標茶の、抽出であるけれども月34時間ですか、残業。多いですね。ちょっとびっくりしたのですけれども、多いなというふうに思います。

それで、私は、この道の教育課が出した残業は、本当に先生方の多忙化というのは、あらゆる面でだめなのだと。だから、そういう意味ではこれは何とか解消しなければならないということを出してきた。さっき議論しましたように、これはほとんど効果がないというふうに思っています。残る仕事は残るのですよ、結局は。教育長もきっと認識同じだと思うのですけれども、先生の数が多ければもっと、それが一番のこの残業の縮減に向けての解消策だというふうに私は思うのですけれども、それは教育長も以前の議論の中でも同じような認識だったと思うのです。それで、その点では先生の定数改善というのは喫緊の課題ではないかというふうに思うのですが、そのことをちょっと最後をお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 34時間というのは、基本的には一番多いのはやっぱり部活なのですよね。部活が多いということでこの数字になるということで、部活がなければ先生方によっても個人差相当あるのだと、このように感じているところで、たまたまその抽出調査やったところが部活の多いところだったということもありまして、その辺をぜひご理解いただきたいと思いますし、この時間外が解消されるには教職員の定数がふやされればいいのではないかと。いや、そういう面もありますよ、確かに。ただ、それは一概に言えるというものではなくて、今一番最初に答弁を申し上げましたけれども、文科省のほうで30年ぶりに定数改善をするということで始めたのですね、平成23年度、今年度から。だから、そういうこともありますので、そういう意識については、ぜひ私どもとしては早く実施していただきたいという思いがありますので、それも前の答弁で申し上げていますが、あらゆる組織、機会をつくってそういうことを訴えておりますし、常日ごろから教育長会議や何かもありますけれども、そういった場でもぜひその前倒しするような形でやっていただきたいということは常に申し上げております。ぜひそういった思いはご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最後ですが、請願の趣旨については重く受けとめていると。そのことについては、鋭意検討していきたいということのご答弁でした。ぜひ実現に向けて努力していただきたいということを言って、2番目の質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時14分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

3つ目は、例の放射能の問題であります。町独自で本町の放射線量測定を実施すべきではないかというふうに最近すごく感じています。

1つ目は、多量の放射性物質の海洋及び陸地への落下のシミュレーションが研究チームで発表されたと新聞報道されました。これは道新の11月17日付のことなのですが、それを受けて道内で最も土壌汚染が高いとされた釧根両管内で、道の農政部が11月16、17日、モニタリング調査をし、その結果を公表しましたが、不検出も含め異常は確認できなかったと発表しました。これらの情報について、さらに詳しい情報で町長の知り得た内容があれば伺いたいと思います。

2つ目に、放射能汚染については、今後も注視していく必要がありますが、町独自としても放射線量を測定するべきではないかと考えます。その点について、町長はどう思われますか。

また、9月議会では「放射性がれきを他の都道府県に移動し、焼却処分しないことを求める意見書」が採択されました。議会の意思をその採択で表明しましたが、町としても放射性がれきは受け入れないことの意味表示をし、住民の不安にこたえるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、町独自で本町の放射線量測定を実施すべきではないかのご質問にお答えをいたします。

お尋ねにあります多量の放射性物質の落下シミュレーションを行った研究チームが実施した北海道における調査結果について、私の知り得る情報についてお答えをいたします。

当初、報道で示されたシミュレーションでは、放射性セシウム137拡散の影響は、北海道の中では釧路・根室管内が比較的高い数値結果を示しておりましたが、北海道立衛生研究所において、4月から現在まで毎月1回、道内7カ所の農業試験場、道東では中標津町にあります根釧農業試験場の土壌を定期的に調査しているほか、補完調査として11月16日と17日に、根室市にあります北海道立北方四島交流センター、別海町の根室農業改良普及センター、浜中町の釧路農業改良普及センター釧路東部支所の3カ所の土壌の採取が行われて調査がされております。結果につきましては、最大数値で17.9ベクレルと、過去3年

の環境放射線量と同水準で、異常は確認されなかったとのことであり、米宇宙研究大学連合の研究チームが行ったシミュレーション、100から250ベクレルより大幅に下回った結果となったほか、釧路総合振興局においても、3月22日より毎日1回定期的に行っております空間放射線量調査も0.042マイクログレイと、観測以来、数値の変動はほとんど見られない状態にあると承知をしております、引き続き北海道が行う観測経過を注視してまいりたいと考えております。

また、町独自で放射線量測定の実施につきましては、現状、北海道における測定数値の活用が有効と考えられますが、今後、観測数値の変動が見られるなど状況の変化があった場合には検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、放射性がれきの受け入れについてでございますが、さきの定例会以降、国、道から災害廃棄物の広域処理に関し、具体的要請は来ておりませんが、環境省から災害廃棄物の広域処理に関し、10月7日に改めて受け入れ検討状況調査の照会が来たところであります。

本町といたしましては、災害廃棄物の広域処理に当たっては、処理責任を受け入れ自治体に負わせるのではなく、国の責任を明確にし、安全の確保や正確な情報の提供を講ずる措置を求めるとともに、北海道として広域処理に関する基準を定めることや受け入れにかかわる運搬経路、周辺自治体及び関係団体等に対する合意形成は、国及び道の責任で行うことなどの条件整備が必要であるとして、被災地を支援したい気持ちはあるものの、現状においては受け入れは困難であると回答しております。

これらの条件が整備され、具体的な要請があった段階で、町議会や住民の皆様のご意見を聞きながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 2つ一括してしまいたいと思うのですが、1つは状況の変化があれば検討したいということなのですが、幾つかの府県の調査結果を見ると、情報が余り正確に伝えなかったり、伝わらなかったりというようなことがあって、実はこれだけだったのだというようなことが後でわかるというようなことがあったりして、そういう意味では道とか、先ほど町長がおっしゃった測定について、本当に信憑性があるのかという疑問も抱かざるを得ないのですね。

それで、そういう意味で独自の線量測定の考えはやっぱり持ったほうがいいのではないかということなのですが、その点についてまず1点と、それからもう一つは、私、廃棄物処理については大いに協力してしかるべきだと思っているのです。ただ、8月でしたか、汚染廃棄物処理法案が決まって、汚染の数値がぐっと上げられて、そしてその汚染廃棄物の問題が言われたのですが、私、一般的な廃棄物と放射性がれきというのは、やっぱり明確に町長も区別してご答弁なさったと思うのですが、さきの議会の中で議会のまず民意、町民の意見を聞くということもおっしゃいましたが、まずはとにかく議会の意見をという

ことをおっしゃいました、たしか。議会はそういう点では、放射性がれきはだめだということ意見書を既に提出しているわけなのです。だから、そういう点でも町としても放射性がれきについてはだめだよと、そういう答弁、さっきされたのか、ちょっとあいまいだったものですから、その点をはっきりすべきではないかと。

この2点だけ伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方につきましては、さきにもお答えをしておりますけれども、公表される数値の信憑性をどう判断するのかということのご意見でありますけれども、私どもとしては、やはり国、道が発表された数値を信用せざるを得ないというぐあいに考えておりました、逆な話として町独自で調査をしても、その数値がゼロかそうでないかという話になったときに、どの程度までの安全性を例えば町独自で測定をして町で判断していくのかということになれば、これは空中の数字も含めてゼロということはあり得ないわけですから、そこらについて私どもとしては専門的な知識がないわけなので、現在のところは国、道の判断にある程度準拠した形で判断をしたいということで申しました。

それから、廃棄物も結局同じ話でありまして、東北3県のいわゆる廃棄物の中で、放射線を浴びていないというのはないわけでありまして、その数値についても、その安全性をどう判断するのかということは、これはやっぱり国とそれから例えば東北3県から移動するに当たっての国の基準、それから道が受け入れるに当たっての道の基準、それから現在環境省から私どもに来ていますように、受け入れについていいという自治体があれば、それと搬出先の自治体の間で直接話し合ってくれということに関して言うと、それは違うのではないのかなということを申し上げているわけでありまして、そういったすべての条件がクリアされた段階で、私どもとしてどういうぐあいに判断をするときにつきましては、これは繰り返しになりますけれども、まずは町議会の皆様方にこうこうこういう条件のもとで受け入れ、こういう処理の仕方をした場合にどうでしょうかという提案をするということを繰り返し申し上げておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） わかりました。

きのう、おとといですか、4日でもまだ福島は全然収束の見通しがつかないというニュースが新聞報道でも流れていたので、この件についてはぜひこれからも、注意を払っていると思うのですが、住民が安心できるような、そういう情報を発信していただきたいというふうに思います。

それで、4つ目の質問に入ります。

4つ目は、介護の問題です。

来年度から介護保険が変わるわけですが、財政安定化基金、介護給付費準備基金などの取り崩しや一般会計の繰入等で介護保険料の軽減を願って質問を準備しました。

ことし6月、国会で介護保険法改定が成立しました。保険者である町は、この改定に基づき2012年から2014年度の3カ年の第5期事業計画を今策定中であると思いますが、この中で1号被保険者の介護保険料改定が注目されます。2009年から2011年度の第4期の保険料は、全国平均基準額で月4,160円でした。このとき標茶町は第3期から25.2%ぐっと上げて4,758円と、全国平均の基準額をはるかに超える基準額を設定しました。このときも議会で議論したと思うのですが、それで今回、厚生労働省は第5期、つまり来年4月からの全国平均基準額は前回の今までの4,160円から一気に上げて5,000円を超える見込みとしています。国の平均基準額でも、実に月840円以上の値上げになります。

標茶町の介護保険が釧根管内でも2番目に高いのは、私は、それだけきめ細かな、利用者にとってできるだけ必要な介護サービスを標茶町が展開していることであるということとは明らかであり、その点では町や介護従事者の努力に敬意を表するものでありますが、しかし同時に、高齢者であり年金暮らしが大部分である第1号被保険者に介護給付費の増加分を保険料負担にこれ以上転嫁するのは、もう限界に来ている状況であることも事実だと思えます。

私は、介護保険を持続可能な制度とするには、第一に国庫負担割合引き上げが必要であると考えます。議会としても今まで意見書を上げてきましたが、その要求をしつつも、同時に今回取り崩しが可能となった道の財政安定化基金の取り崩しを要求し、町の介護給付費準備基金を使い、さらに一般会計からの繰り入れもして、できる限り介護保険料の軽減をすべきと考えるのですが、町長のご所見を伺います。

今回の介護保険法改定では、例えば要支援1、2の人に給付される介護保険サービスを介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえられるなど、今までより不十分なサービスに低下していく可能性は否定できません。これらのサービス提供の内容は市町村の判断にゆだねられることとなりますが、標茶町が築き上げてきた介護福祉の水準をこの改定によって引き下げることがあってはならないと考えます。第5期事業計画策定に当たって、標茶町の介護サービスについての町長の基本的な所見を、この面で伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、財政安定化基金、介護保険給付費準備基金などの取り崩しや一般会計からの繰入等で介護保険料の軽減を、についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険料については、1期3カ年のサービス量から保険給付額を推計し、それに基づき被保険者数に応じて保険料を算定しているところではありますが、本町の場合、議員もご指摘になりましたように、被保険者数に占める要支援・要介護認定者が高いことや、要支援・要介護認定者のうちサービス利用者数の割合が高いことが、第4期の介護保険料を押し上げている要因となっております。

現在、第5期介護保険事業計画の策定中ではありますが、第4期1年次と2年次の計画と実績を比較すると、居宅サービス給付費の実績が計画を上回っており、今後3年間の要支

援・要介護認定者を推計した場合、保険料の改定が必至の状況であります。

お尋ねの介護保険料軽減のため、道の財政安定化基金及び町の介護給付費準備基金の取り崩しについてでありますけれども、第5期の財政安定化基金の取り崩しにつきましては、平成24年1月中旬に市町村に交付額が示される予定となっております。

また、介護給付費準備基金につきましては、平成22年度末残高は828万2,310円ですが、平成23年度の保険給付費の伸びによっては、基金残高が底をつくことが予想されることから、保険料軽減の財源として見込むことはできない状況にあります。

さらに、一般会計からの繰り入れは、介護保険の国庫負担金等に関する政令第3条の規定で、保険給付に関する市町村負担額が規定されておりました。介護給付及び介護予防給付に要する費用については、一般会計からの法定外の繰り入れは認められておりません。

しかしながら、本年度も財政安定化基金貸付金の貸付を回避すべく、保険給付以外の保険料充当可能な事業については、一般会計からの繰り入れにより保険事業を運営し、保険料の軽減に努めていることをご理解賜りたいと思います。

次に、本年6月22日公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律で創設された介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。具体的な取り扱いの政省令がまだ公布されず、実施の可否について判断できない状況であります。地域包括支援センターの体制やサービス基盤の整備等が課題になるものと思われ、次期計画期間中の判断になるものと考えておりますけれども、現行の介護サービス水準の維持は必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の現行のサービスの維持は必要であると考えているということで、これはかなり困難な中で維持について頑張るということなので、よかったなと思うのですが、今回の改定ではかなり厳しい内容で、例えば訪問介護の生活援助なんかも、今まで60分でも足りなかったものを、60分未満としているものを45分未満にするとか、行って洗濯して掃除してトイレ掃除して食事をつくって、それを45分未満でやれなんていう、とんでもない改定の内容になっているのですね。そういうことを含めてサービスの維持に頑張るという決意だと思っておりますが、それでよろしいのでしょうか、そういうことを含めて。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 介護保険にかかわらず福祉施策につきましては、やはり標茶町が築き上げてきた福祉施策のサービスの基準はこれまでも維持したいということで、いわゆる国が示す基準等々についてご懸念を議員も過去何回もされておりますけれども、私どもとしては現状を維持したい。そのために標茶町として対応しているということで、ただ、サービスを維持するということと保険料の負担を減らせということは、これは両立させることは非常に困難でありますということも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、私どもとしてはでき得る限りの努力をしながらサービスの維持に努め、また保険料の上昇についてはできるだけ抑えるように努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 両立できないということについては、これは国の仕組みから来るもので、標茶町の責任ではないということは重々私も町長の言わんとしていることは理解するのですね。

最後におっしゃったサービスは何としても頑張って維持するという、これはもう本当に地域住民にとっては大切なことであって、そのことについて私は町長がそう答弁してそういう構えでいるということで非常に心強く感じますので、これで質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終わります。

次に、4番・本多君。

○4番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから2点について町長、教育長のほうに質問を伺いたいと、このように思います。

まず1点目でございますけれども、権限の移譲を速やかに進めるべきということでお伺いをしたいと、このように思います。

財政改革、地方分権の確立の一環として、地方分権一括法が成立してから10年以上が過ぎました。その主たる目的は、権限の移譲にあるわけであります。国の事務は都道府県に、道の権限は市町村に移譲するというものであります。北海道の地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会構築を目指し、市町村に事務権限を移譲しております。積極的に権限の移譲を受けている自治体が数多くあるわけでありますが、それはご案内のとおりであります。

本町におきましても、以前は受け取りのために旧釧路支庁に2往復しておりました、いわゆるパスポートの発給の件でございますけれども、平成21年10月からは旅券法によるパスポートの発給事務を実施し、町民に対しスピーディーかつ利便性を高めておることはご案内のとおりでございます。22年には中小企業等協同組合法の員外利用の特例許可の権限移譲を受けております。23年にも都市計画法などの数件、権限移譲を受けております。

標茶町も努力をしていると思われませんが、町民にとっては道が権限を移譲してもよいと言っているわけですから、身近な町、農業委員会に権限を持っていただきたいという願いは当然のことと思います。標茶町におきましても、有能な職員が確保されております。積極的に権限移譲を受け、町民に対し、よりスピーディーに利便性を高めていただきたいと思っております。

以上のことから、比較的件数の多い次の事務の権限の移譲を早急に受けたいと思うので、見解を求めます。

1つに、農地法第4条、農地法第5条の許可にかかわる事務。

2番目に、農業振興地域の整備に関する法律、開発行為等に関する事務。

3番目に、砂利採取法、砂利採取許可に対する事務。

4番目に、文化財保護法、埋蔵文化財保護のための事前協議と、以上4項目についての権限の移譲を早急に求めるものであります。

以上、町長と教育長のお答えを求めます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、本多議員の権限の移譲を速やかに進めるべきとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、北海道では地域主権型社会を構築していくため、道州制を目指した取り組みを進め、道州制に向けた道から市町村への事務権限の移譲方針を策定しておりますが、移譲に当たっては市町村の自主性による手挙げ方式となっております。

本町ではこれまでパスポートの発給申請事務のように地域住民に直接メリットのある事務権限や、議員ご指摘の移譲済みである事務権限の関連条項で過去に申請や届け出の件数がなく、北海道から依頼のあった事務権限は移譲を受けてきておりますが、道州制における基礎的自治体の姿が明確になっていない中、行政改革を進めている本町にとって、事務量が多く、また専門的知識を必要とする事務権限を受けることは、現状難しいと考えております。

なお、農地法第4条、第5条許可並びに農業振興地域の整備に関する法律の開発行為許可事務につきましては、平成18年第4回定例議会においてもご質疑をいただきお答えをしておりますが、その後の検討の結果、権限移譲により許可権者が北海道から本町に変わった場合において、農地法にあっては、農業委員会総会での議決と北海道農業会議への諮問とその答申が必要であり、必ずしも時間短縮にはつながらず、また農業振興地域の整備に関する法律の開発行為許可にあっては、北海道の事務処理時間が割愛されるものの、町の段階ではより慎重な判断が必要になることから、大幅な時間短縮にはつながらないものと判断しております。また、釧路湿原国立公園隣接地など、広域的観点での判断が求められる土地もあるほか、権限移譲とともに増大する業務量や責任に的確に対応するには農業委員会の体制充実は不可欠であり、今まで以上に地域の主体的な取り組みが求められることも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

これらを総合的に勘案した結果、権限移譲を受けるべきとの結論には至っておりませんが、受付窓口においては親切かつ丁寧で適切な助言、指導を行うよう心がけてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、砂利採取法による砂利採取許可事務でございますが、現在、権限移譲を受けているのは全道で2市町村、本町内の許可申請実績では平成21年度4件で、うち地元業者が3社、平成22年度はすべて地元業者で7件となっております。

前段申し上げましたように、地域住民の直接的なメリットの高い事務権限は受け入れに努力してまいります。本件の事務量を勘案した場合は、受け入れは難しいものと考えて

おりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 次に、同じく権限移譲に係る文化財保護法による埋蔵文化財保護のための事前協議についてお答えいたします。

事前協議の権限移譲を受けるということは、土木工事などによる発掘に関する届け出の受理や、発掘に関する指示などをする権限の移譲を受けなければなりません。この移譲条件として、埋蔵文化財に関する専門的な知識、技術を有する職員の配置と埋蔵文化財保護のために必要な指示、命令等ができる職員体制を維持継続することが必須条項として求められております。

本町にも郷土館に埋蔵文化財調査を担当する学芸員を配置しておりますが、埋蔵文化財以外の郷土の歴史、民具資料の調査なども兼務しております。権限移譲の条件としては、道から埋蔵文化財に関する経験豊かな、より専門性の高い職員の配置が求められると聞いております。

現在、道内で埋蔵文化財に関する権限移譲を受けているのは函館市と小樽市の2つの市のみであり、本町における事前協議自体も年間10件に満たない数で推移していること、事前協議に係る事務処理もスムーズに行われていることなどを勘案した場合、権限移譲の必要性を感じていないのが実情でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 権限移譲を願うということで、より身近な、より町民からの件数が多いといえますか、そういう中で以上5点ということで農地法の4条、5条、さらには文化財、砂利の採取法、振興、地域の整備というようなことでの権限移譲ということを私は求めたわけでございます。

確かに町長お答えの中で言われましたけれども、この権限移譲については、お手挙げ方式といいますか、市町村がどこまでやる気があるか、あるいはまたどこまで地域でもって主体性を持った権限を持って住民サービスに徹底していくのかということだと思っております。まさに、お手挙げ方式ということはそのとおりであって、標茶町においても、前段申し上げましたように何例かの権限を受けておりますけれども、ただ私はここでもう一度言いたいことは、今町長なり教育長もおっしゃっておりますけれども、専門的知識ですとか、そういう分野の職員の配置ができていないような言い方ですけれども、私はその中で言いたいことは、特に標茶町においては、この農地法の4条、5条、これらについては、農業委員会を十分理解している町民の方もいるわけですが、直接農家の方々あるいはまた標茶町に在住したい方々が開発行為といいますか、転用を求める許可というようなことで、私はあえて、こんな言い方をしたら農業委員会の方に申しわけないのですけれども、農業委員会の力量をもって十分対処できるのではないかなというように気がしてならないわけです。

といいますことは、標茶町の定住型の政策をとるためにも、私は、この農地法の権限移譲については、よりスピーディーなものを町民に利便性を与えていくことということについて、ぜひこれは自治体がやる気があれば当然やっていただきたいと思いますし、やれることだというふうに理解をしていますし、権限移譲ということは、地域のことは地域でできるのだ、するのだという、いま一度地方分権の理解のもとにお考えをいただければという気がいたします。

特に砂利の採取法につきましても、開発にとって、あるいはまた開発工事にとって必要なやっぱり事項でございます。書類を見ますと、非常に分厚い書類を道のほうに提出するというので、それは権限が道にあるわけですから仕方ないわけですがけれども、しかし現場あるいはまた地域を理解しているのは地域の職員であり、地域の者がよくそれを調査できるという利便性があるわけですから、いま一度権限はできる限り標茶町でやり、住民にその利便性を高めていく、さらにはそのスピードによってサービスの向上していくのだということを、国にあるいは道に任せるだけではなくて、町ができることは町自体でやるのだという、ひとつ町の、町長としての意気込みをいま一度求めるものであります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

まず、ご理解をいただきたいのは、道州制についての方向性でありまして、前政権におきましては、この道州制ということをかかなり進めていって地域分権型という地域分権、主権型という方向性が見えておりましたけれども、2年前に政権交代がありまして、それ以降、地方分権という名前から地域主権型社会という、言葉は変わりましたがけれども、目指す方向性が非常に見えていない。その中で私ども市町村の基礎自治体が何をなすべきかという、その役割分担の明確な像がまだ示されていないということが非常に大きな問題でありまして、そのことと、議員は農業委員会は十分能力、余力があるというお考えと今承りましたけれども、私どもはやはり権限を移譲してもらうためには、この広大な標茶において農地の利用等を適切に判断するためには、農業委員会の充実強化というのは欠かせないものだと思っております。

ご案内のように、過去2回の農業委員会選挙において定数に満たないという結果になっておりまして、私どもも関係機関一丸となって、やはり農業委員の重要性というものはずっといろんな機会あるごとに申し上げてまいりましたけれども、結果としては定数に満たない委員さんの中で実際に農業委員会が活動されておりまして、いろいろなお話を伺うと、やはりこれだけの広大な標茶の中で、なおかつ案件も多い中では非常に大変だというお話を伺っておりまして、議員の認識とは私は異にするものでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

そのことと、道が権限移譲を進めるというのは、先ほど申し上げましたように、道は自分のやはり事務量を減らしたいというのは当然のことでありまして、私どもも国等にも申し上げているのは、事務の移譲につきましても、財源もあわせて移譲してほしいというこ

とを常に申し上げておまして、ところが現実問題としてはそういうお話にはなっていない話でありまして、私ども市町村がそのために新たな財源を手当てし、なおかつ職員を確保して対応するということが非常に困難であるということも、ぜひご理解を賜りたいと思います。可能なものについては、私どもも前向きに検討してまいりたいと思っておりますけれども、そういった現実もあるということも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 町長のお答えの中で、標茶町の置かれている農業委員会の人的な問題等々についての苦慮することも十分私も理解はいたします。ただ、繰り返しますけれども、私の手元にある資料の中では、道内多くの自治体でもって、いわゆるお手挙げ方式だということですが、それはそれといたしまして多くの市町村が権限移譲、その市町村にとって何がやっぱり必要なのか、権限移譲すべきなのかということだと思っておりますけれども、多くの市町村がいろいろな移譲を受けているわけです。特に今回の私の指摘いたしております農地法の関係についても、100以上に近い町村が移譲を受けているというようなことも目にするわけです。

どうか、繰り返しますけれども、現段階で急には無理だということであれば、近い将来の中で、やはり農業委員会の実務的な独立はもとよりですけれども、町民、住民のより早い事案の処理、あるいはまた利便性を高めるという意味で、もう一度私の申し上げたい農地法の関係とともに砂利採取法、さらには文化財保護法等の問題について、ぜひいま一度、再度ご検討いただきたいと、このように思うわけです。これ以上お願いしても今の段階ではなかなか私にとってはいいお返事がいただけないようですので、この件については再度そういうことでお願いをしたいということで、要望にかえさせていただきます。

続いて、2番目の質問でございますけれども、グループホームの入所者への助成制度の早期の実現を求めたいということで、私から町長に質問をしたいと、このように思います。

道は先般、特別養護老人ホームの入所を希望していながら満床のため入所待ちをしている高齢者が道内で2万5,694人に上るという調査結果が新聞報道をなされております。

本町におきましても、110人の方々が入所希望者がいると聞いております。110名の待機者のうち、要介護4、さらには5の方々が35名程度入所を希望しているという実態を理解しております。

一方、本町におきましては、グループホームへの入所の実態を見ますときに、2カ所のホームとも1ユニット5名から9名の入所者数の許可で運営されているということでございます。年間の平均の入所者数は1日平均で7名程度と。グループホームの経営は非常に厳しいものというふうには私はお聞きしておりますし、理解もしております。要介護1から3の対象者が入所し、自立できる生活を取り戻すという支援施設という希望がありますが、現実には一度入所してしまうと退所できる現実、実態にはないと聞いております。

今般、標茶町高齢者実態調査の結果より、課題として提言しております家族介護支援の中で、結びとして家族の介護負担軽減のための支援が重要と書いてありました。介護を担

う人の多くは、精神的、身体的負担、そして何よりも経済負担が大きく強いられております。町営の施設の入所利用料の他との多額な差があり、本町の高齢者対策の一環として、グループホーム入所者への利用料の一部助成を強く求めるものであります。

町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、グループホーム入所者への助成制度の早期の実現を求めるとのお尋ねにお答えをいたします。

まず、グループホームは、認知症対応型共同生活介護として認知症の高齢者が共同で生活し、食事や入浴、排せつの介護や日常生活上の世話と機能訓練のサービスを提供する介護保険法第8条第18項の規定により設置されている地域密着型サービスの一つでありまして、要介護1から3の被保険者が入所し、自立できる生活を取り戻す支援施設ではないことをご理解賜りたいと存じます。

また、特別養護老人ホームは、常に介護が必要な高齢者に食事や入浴、排せつなどの日常生活介護、機能訓練や健康管理、療養上のサービスを提供する施設として、介護保険法第8条第24項及び老人福祉法第5条の3の規定により設置されている老人福祉施設であります。

このたびの標茶町高齢者実態調査による家族介護負担軽減のための支援は、居宅における介助、介護に対する支援を指しているものでありますが、本町では家族介護者支援事業として、介護者の介護知識の普及や介護負担の軽減を図るため、介護者のつどいの開催、介護者の経済的負担軽減を図るための家族介護用品支給事業や家族介護慰労金支給事業を実施しているところであります。

次に、グループホームと特別養護老人ホームの入所利用料の差であります。入所者の利用者負担は、大きく介護サービスの保険給付による一部負担と居住費及び食費等の施設運営者が独自に定めることができる負担に分けられており、グループホームと特別養護老人ホームとも保険給付にかかわる一部負担については、介護度による大きな違いはありません。

お尋ねのグループホーム入所者への利用料の一部助成であります。保険給付にかかわる一部負担の助成は所得により軽減措置があり、介護保険利用者の公平性の観点から困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） お答えをいただきました。

確かに町長がおっしゃるように、平成12年ですか、標茶町においても家族介護慰労金制度等ですか、いろいろなサービスというような面で、本町における老人福祉政策あるいはまた介護政策の中で、できる限りの中での支援はしているというお答えをいただきましたし、そのできる範囲で、さらにはまた公共的な中の標茶町の施設と、さらにはまたグ

グループホームとの違いという中で、金額の差というのは確かに食事、さらにはまた居住費という中で差が出ていくということは私も十分理解していますし、それは私も納得しなければならないと思うわけですが、現実のことでお願いをしたいことは、確かに法の中で縛られることはあるにいたしましても、私は実は2カ所のグループホームのところをお訪ねして、いろいろと事情を聞いてまいりましたし、今やすらぎ園のほうにも行っていろいろとお話を聞いてまいりました。なぜ標茶のやすらぎ園がこんなに入所料が安いのかということも十分、私もそれなりに理解をしてきたつもりでございます。ただ、標茶町にとってグループホームが、やはり施設とはいえども本町の高齢者対策あるいはまた介護事業にとってどれだけ必要かということは、多分私が言う前に町長も十分ご案内のとおりかと思えます。

そんな中で、ある一つのグループホームの、正直に私は聞いてまいりました。平均的に幾らの入所料なのかということをお聞きいたしました。13万円強だということで実はお聞きをいたしました。となると、皆さんがいかなる人もできる限り標茶町のやすらぎ園のほうに、やっぱり金額が安いほうへ入所させたい、経済的に負担があるからやっぱりやすらぎ園のほうに入所させたいのだという方が多くなってくるわけですよ。したがって、待機する方々が多くなってくることも現実かと思うわけですが、私はそこで、さっき言いましたけれども、標茶町の介護の事業として介護施設もあります。あるいはまたグループホームもございます。そんな中で、このグループホームが何とか標茶の介護事業あるいはまたそういう施策を手助けしている面を考慮すれば、何らかの施設にでなくて入所者へ助成制度をつくって、幾らかなりとも助成していくことが標茶町全体の高齢者対策、介護事業の私は結びつきになっていくと思うのですけれども、その1点、町長どうお考えでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ぜひご理解をいただきたいのは、私どもは国のある程度施策の中でそれに基づいて実施をしております。標茶町の特別養護老人ホームにつきましても、管内のほかの町村と比べていち早くあれだけの大きなものを設置して、管内よりかなり高いサービスを実施してきたということは議員もご理解のことだと思います。他町村との比較で申し上げましても、例えば総人口、それから1号被保険者等々この特別養護老人ホームとの定員数を見ても私は、標茶町というのはむしろ管内でもトップグループにあるということですので、ぜひご理解をと。国全体がやはりこの介護の問題に関してもっと方向性を示していただかなければ、1市町村では非常に困難だということも、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから、民間の事業者がやられているグループホームについて申し上げますと、これの例えば居住費であるとか食費等々につきましては、これは事業者が設定されるものでありまして、そのことに対して私どもがいろいろなご意見を申し上げるということは適当でないわけでありまして、そのことに対してその結果だけを見て差があるから町として支援

をしるということに関して言いますと、私はやはり町民の皆さんに対する公平性等々の観点からいって困難であるということをお願いしているわけでありまして、こういった少子高齢化が進む中で高齢者の数がふえて、結果として介護の人数が非常にふえてくるという中で、日本全国、例えば都市部においては居宅の希望が多いであるとか、例えば地域においては施設利用サービスが多いとか、いろいろな特徴等がありまして、これを一律に論ずることというのはいろいろ問題があるのかと。やはり地域地域の実態に合った細かな国の施策のあり方が問われているのではないのかと思っております、私どもはやはりこれからも、これまでもそうでありましたけれども、地域の実態に合った介護のあり方について、国、道に対しても提案してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） なおなお平行線が続くわけですけれども、他町村の住民の方々は、標茶はいいよね、介護施設があつていいよね、時々私は実は聞くのです。あるいはまた、ある町村からは、標茶のホームに入りたいけれども住民でないから入れないというから、移住をしてきて標茶に入れてもらったよ、いいよね標茶は。ということは、今町長がおっしゃるように、確かに国の法の中で、介護制度の中でいろいろやっていかなければならないと私は思うわけですけれども、しかし地域の実態に合ったということはやっぱり町長おっしゃいますし、またよく言うことは町民の公平性を考えればグループホームへのということ先ほど言われましたけれども、私は前段言いましたように、グループホームあるいはまた介護施設が私たち標茶の町にとってどれだけこの介護制度に寄与しているか、さらにまた、やすらぎ園という一つの標茶町の施設への入所がありますけれども、ここだけではこれからの標茶の老人の介護あるいはまた入所も含めて無理だということについては、十分町長だつてご存じかと思うのです。私は、できることであれば民間と一体となった中で町独自の制度をつくってでも、これからお年寄りがあるいはまた私たちが標茶に住んでよかったというのは、老後も安心して暮らせる町があるということが前提だと思うのです。

どうかいま一度、先ほどの問題もそうですけれども、町民の公平性ということももちろんありますけれども、町民がこれから通る道ということを考えれば、改めてこのグループホームの入所者への助成制度を標茶町独自でつくることも決して私はやぶさかなことではないというふうに理解しておりますので、再度それをお願いして、これ以上の平行線はできないと思っておりますので、それを最後に終わりたいと思っております。もしできれば一言、町長からお願いをしたいと思っておりますが。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ぜひご理解をいただきたいのは、これはもう国民健康保険にしても年金制度にしてもすべてそうですけれども、市町村独自で対応するという事は非常に困難だということは、

ぜひご理解をいただきたいと思います。

標茶町は今まで国の制度の上ののっかって、先人が築き上げて、皆様方が地域と一体となって築き上げた福祉水準というものは誇るべきものと思っております、できるだけそのことは維持してまいりたいということは申し上げてはいますが、国のほうの考え方がもう少しこの高齢化という実態を見据えた対策に向かっていただかない限り、一つの町村で、単独の市町村で、それは非常に単年度の話であれば可能性があるかと思っておりますけれども、こういったサービスというのは維持をしていかなければいけないわけですので、そのことを考えたときに、町民の多くの皆様方からご理解をいただいて、公平性が保てる施策につきましては、私どもも積極的に実施してまいりたいと思っておりますけれども、そうでない場合につきましては、やはりそこら辺は慎重にやらざるを得ないということも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○4番（本多耕平君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で4番・本多君の一般質問を終了します。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） スポーツ少年団大会遠征に町有行事バスの利用をということでご質問いたします。

ことしの夏は、全国高校野球選手権大会にて手に汗握る展開に、応援にもいつも以上に熱が入った方も多かったのではないかと存じます。同時に、この町から甲子園球児を輩出したことを誇りに感じたのは、私だけではないのではないのでしょうか。これもひとえに日ごろより標茶町における青少年育成に携わる方々の深いご理解のたまものであると感じております。

現在、各スポーツ少年団の大会遠征総数は、年間80回を超えております。町として、各少年団に対する助成や各大会の遠征費用補助事業が行われておりますが、出場機会の増加、少子化による大会の広域化に伴い、人的にも経済的にも保護者、指導者の負担が多くなってきているのが実情であります。少年団によっては、ほとんどの大会には現地集合の方法をとらざるを得ず、大会出場には保護者の送迎が不可欠な状況が常態化しております。場合によっては、保護者の仕事の都合あるいは家庭環境の都合などで、出場機会を逃してしまうケースもあると聞いております。また、個々での集合となると、交通安全面でも保護者、指導者の精神的負担は大きなものとなっております。

バスの借りに対しては、各団体、シーズンが重なると、バスの手配、運転手の確保が困難となり、遠征支援策も有効活用される機会が限られているのが実情であります。

以上のことから、出場機会の平等化を図るため、移動時の安全確保の観点から、町有バスの利用を少年団活動にもより適用してほしいとの声を聞いております。

また、平成18年の標茶スポーツ少年団の要望書に対する回答書を拝見いたしましたが、町有行事バスの使用許可範囲、使用基準の見直しの検討は、その後どのような検討がなされ現在に至ったのか、質問いたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、長尾議員のスポーツ少年団大会遠征に町有行事バスの利用をとのお尋ねにお答えをいたします。

町有行事バスの利用を少年団活動にも適用を、また使用許可範囲、使用基準の見直しについてであります。平成18年4月より、それまで町、教育委員会、社会福祉団体、町内小中学校行事に限定をしていた町有行事バス使用要領を要望の多かった町内会・地域会、高齢者団体、社会教育認定団体等を取り込んで、その他町長が本町振興上必要と認めた場合の1項として加え、使用許可範囲の拡大を行いました。

したがいまして、社会教育認定団体であります当該スポーツ少年団での利用も可となりまして、平成18年度以降、これまで年間1団体1回程度とさせていただいておりますが、合計29回、年間5回程度ご利用いただいておりますことをご理解賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 2番、長尾議員の教育委員会にかかわる部分についてお尋ねにお答えいたします。

本町の子供たちが各スポーツ少年団で大活躍していることは、町民ひとしく喜びとするところでもあります。

現在、スポーツ少年団の遠征や交流試合などの支援策といたしましては、行事利用車両補助金をご利用いただいているところでもあります。議員ご指摘のバスの借り上げについては、今は町内のリース会社の協力で確保できる体制ができていると聞いております。

また、確かに借り上げバスに係る運転手の確保が難しいことは理解するところではありますが、本制度では就学児童生徒が対象の場合、借り上げバスの賃借料金のほか燃料費、運転手の賃金、宿泊費も補助対象として優遇措置を講じているところですので、予算の範囲での支援ではありますが、大いにご活用いただきたいと考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 補助事業、ことしに関して言えば、標茶中学校で全国大会に行っております。その際にも、父兄の方々が町の補助事業のほかに独自に寄附を募って、何とか子供たちが大会に行けたというふうに聞いております。

そういった中で、教育委員会のほうで予算立てしている中で、ことしに限ってどのくらいの補助事業の利用回数と、あと金額的なものももしわかればお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 社会教育課長・中居君。

○社会教育課長（中居茂君） お答えいたします。

ことしのということでしたけれども、まだ年度途中ということで、過去3年間の部分の実績についてお答えしたいと思います。

行事利用車両補助金の実績でございますけれども、平成20年度17件ありまして、そのう

ちスポーツ少年団が利用したのは13件で、金額にして149万4,000円、これは当初予算は150万円ですのでほぼ100%の支出になっております。それから、21年度が10件中、スポーツ少年団が8件、金額が72万9,000円で、これは当初予算の48.6%、それから平成22年度が13件中、スポーツ少年団が10件利用しております、これは金額が92万1,000円ということで当初予算の61.4%の利用ということになっておりますので、ぜひもっと利用いただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） ありがとうございます。

先ほど町長の答弁のほうで、町有バスの利用が計29回とありましたけれども、こちらの枠というのは今後変わることはないのかなというのが1つと、あと、現在、各少年団、現地集合ということが非常に多く、夏場であればまだそれほど事故の危険性というのはないのですけれども、冬場となると道路が滑りやすく、あるいはシカの飛び出し等もあって、非常に交通事故の危険性というのもございます。

そういった意味で、町有バス、もう少し数のほうをふやしていただくことによって、保護者の方々も安心して少年団活動を応援できるのではないかとというふうに考えておりますけれども、ご意見をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

枠の拡大ということに関しましては、先ほど申し上げましたように、年間1団体1回程度ということの中でご利用いただいております、例えば団体数がふえる等々であれば、それは可能かと思えます。

ただ、そのことと、ぜひ議員ご理解をいただきたいのですけれども、町村で無償にバスを運行するというのが、社会通念上どういうことなのかということもぜひご理解をいただきたいと思うわけでありまして、そこら辺については、やはりある一定程度の枠といいますか、考え方の整理というのは必要ではないのかということの中で、申し入れに基づいて特例として必要と認めた場合、特例という言い方は変ですけれども、本町の振興上必要と認めた場合に使用許可を拡大したということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終了します。

次に、11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君）（発言席） 私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、新しい移住・交流モデルによる地域活性化についてということで、中身について2点ほど伺います。

1つ目ですが、さきの6月の定例会において、本町への移住・定住促進について質問させていただきました。その際の答弁でいただきましたが、ちょっと私の書き方がまずかったのか、その答弁の際には、農村地域の振興という観点から制度の見直しを訴えてきたと

いう答弁でございましたが、農振法の網かけ地域についての見直しについてのということの現状と、北海道移住促進協議会への情報提供等、また、住んでみたい北海道推進会議等へ移住に関する情報提供等を行っていると思いますけれども、それらによる問い合わせや、また東日本大震災関係も含めて、本町への移住や問い合わせなどについてどのような状況なのか、現状の状況をお知らせいただきたいのが1つでございます。

2点目ですが、標茶町も会員となっております住んでみたい北海道推進会議の通信書面に掲載されておりましたが、今年度、上士幌町が総務省平成23年度「緑の分権改革」調査事業におきまして、新しい移住・交流モデルとして、企業等との連携による転地型テレワーク事業に応募し、採択されています。これは、都市企業と北海道の市町村の新たなマッチングスタイルとして、企業にとっては定年延長などの雇用調整、自然災害におけるリスク分散、またワークライフバランスの実現やメンタルヘルスケア、企業価値の向上など、一方、地域にとりましては、地域資源の有効活用、企業のノウハウやネットワークの活用、地域産業の創出や人材育成など、お互いのニーズや期待される効果において多くのメリットがあると思いますし、地域の活性化にもつながると考えております。

本町においては、内容の違いは多少ございますけれども、株式会社インスマタル社の事業所の件がまさしく転地型テレワーク事業のよい例ではないかと考えますが、このような事業に対してお考えをお聞かせください。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、熊谷議員の新しい移住・交流モデルによる地域活性化についてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の前段であります農振法の見直しについての現状でございますが、北海道より、森林整備事業対象地は農用地区域であってはならないとの指導がありましたことから、森林と農地の地域区分と、これまで課題となっている箇所について、見直しの作業を続けているところであります。

また、全町的な見直しにつきましては、精査を進め、できるだけ早い時期に本町農業振興に必要な土地を適切に区分してまいりたいと考えております。

1点目の後段、本町への移住やその問い合わせ等の現状のお尋ねでございますが、3・11の東日本大震災以降では問い合わせが6件、相談が4件、移住済みが1件、移住予定の土地取得が3件となっておりますが、このうち震災の被災者が1件、放射線による不安からが1件であります。

今後においても、震災の影響等により移住の問い合わせがふえるものと予測されますので、引き続き丁寧な対応を進めてまいります。

2点目の転地型テレワーク事業についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、情報通信技術を活用し、会社以外の場所で会社業務を推進する柔軟な形態と働き方は、ワークライフバランスやワークシェアの実現、災害等へのリスク分散などの企業価値の向上のほか、都市部からの人材の転入やネットワークの活用による起業創出など、地域の活性

化につながるものと考えておりますことから、研究を進めたいと考えております。

議員ご案内の株式会社インスマタル社の標茶CADセンターは、現地採用型のサテライトオフィスですが、まさしく都市部からのテレワーク事業でありますし、地域の活性化に大いにつながっているところであります。

本町といたしましては、今後においても企業誘致や企業進出情報にアンテナを高く掲げてまいりますとともに、ネットワーク等を活用した町のPRを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 1つ目の農振法の網かけ地域の見直しについてなのですが、具体的に明確にいつぐらいまでを予定しているとか、そういう期間というか、考えておられるか、1つお聞きしたいと思いますし、先ほど移住の件数、問い合わせ等いただきました。それらの進みぐあいが今後やはり標茶町にも大切なものと考えますので、それらの追いかけるというか、後追いをするというか、そういう考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、転地型テレワークでございますけれども、これは今回北海道では7市町村で、釧根は入ってございません。ちなみに十勝が3市町村入っています。これはあくまでも23年の12月、今月から24年2月までの期間において、企業数社の何人かを1週間から2週間程度滞在していただいて、いろんな資料を集めるということのとりあえずの事業だというふうに聞いております。

ただ、私ども、先ほど言いましたように、よい例としてインスマタル社がございますし、町としてこのインスマタル社が来た結果、こういう点がよかったとか、いろんなことをつかんでおられるのではないかと思いますし、そういうことを情報として発信することが必要な、大事な部分と考えますので、その辺ほどの程度考えておられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 農振法の見直しのめどということにつきましては、できるだけ速やかにとこの間もずっとそういった思いで取り組んでおりましたけれども、先ほど申し上げましたように、23年度からのちょっと私どもが想定しなかった森林整備事業対象区域との関係がありまして、それについて再度見直しをしなければいけなかったということで、ちょっと作業がおくれたということは、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、広大な農地の問題、ただこのことにつきましては、農地をこれから先どうするかということを中心とした視野の中で判断をしてまいらなければいけないということになりますと、先ほど申し上げましたようないろいろな問題等々もございしますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、問い合わせ等について、追いかけるべきではないのかなということでありませうけれども、余りこれがどういった形がいいのか等々については、やはり例えば問い合わ

せをされた方の意向等もかなりあるかと思っておりますので、そこら辺についてどういった手法が可能か等々につきましては、これからちょっと検討してまいりたいと思っておりますし、前向きに取り組んでまいりたいなと思っております。

それから、議員もご指摘になりましたインスマタルさんが非常に優良事例としていろんなところで取り上げていただいておりますし、例えば道庁等々も標茶についてはこういった可能性等々があって、こういった形で評価をしていただいた、そういったことも機会あるごとに申し上げておりますし、インスマタルさんのほうでも、やはり本社のあります浦安市との関係についても、標茶としていろんな機会を紹介していただいておりますし、またインスマタルさんの視察を通じて、業界の中でそういった関心のある人たちが視察をされたということも伺っております。

これからも標茶町のこういった成功事例につきましては、積極的に情報発信をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 農振法網かけ地域についての見直しについては、できるだけ速やかにということでございますので、それ以上結果が出るとは思いませんけれども、やはり将来的に標茶の町の人口減とか地域のことを考えますと、それを早急に見直して、いろんな意味で活用できるような方法に持っていくのがベストと考えておりますので、よろしくお願いたします。

あと、転地型テレワークの件ですが、インスマタルさんの視察があちこちから来ているという話は聞いてございますし、非常にそれに対するいろんな企業の考え方も進んでいるように聞いていますけれども、さらにはやっぱりこっちからアプローチするというか、せっかくよい事例があるわけですから、それらをよい例として特に商工会、私ども商業者ですから、あとネットワークを通じていろんな首都圏の企業にこういう形のものを投げかけていきたいと思っておりますので、何らかの方法でそれらをまとめてアプローチできる資料として制作していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご提案のありましたように、商工会等々との連携をさらに密にして、具体的にどういった手法が効果的か等々について研究を進めてまいりたいと思っておりますし、実施できるものについては速やかに取りかかってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） ありがとうございます。

ぜひそれらを早急に進めていただいて、できるだけ早い時期にどんどん標茶に人を呼び込む、また首都圏の方々と交流するような場を設けて、ぜひこのテレワーク事業に匹敵するような、またはインスマタルさんのように匹敵するようなものを成功させていくことが、今後の標茶の地域の発展にもつながりますし、また雇用の発生にもつながると考えていま

すので、よろしく申し上げます。

2つ目の質問に移ります。

アイフォンやスマートフォンなどを活用した地域の情報発信をということで、標茶町の第4期総合計画の基本計画におきましては、第3章に安心して暮らせるまちづくり、第1節、道路交通情報通信の4番として高度情報化への対応ということで3項目ほどあります。特に、対外的情報発信におきましては、①の町のホームページの充実に努め、移住などの情報としての不動産ネットワーク、官公庁オークションなど、多様な情報の提供を進めるとあります。

町ホームページを私独自に移住相談検索をしてみますと、移住相談のワンストップから住まい情報、不動産ネットワークなどを閲覧できますけれども、なかなかぴんとくるというか、ああ、ここをちょっと見てみたいなというか、そういう部分が少ないというふうに非常に感じました。もちろん写真、文字等の情報もそうですけれども、検索する側に対するアピールなどが、また魅力が感じられない状況だったように私は感じました。他町村におきましては、公式サイトに町内企業のバナー広告の掲載やバナー広告の募集を行っている市町村がたくさんあります。現状は、通信機器の発達によりアイフォンやスマートフォンなどの携帯電話で情報を検索する時代ですから、それらに対応した本町のいろいろな情報を適宜に発信していくことが地域の発展、活性化によい結果をもたらしてくれると考えておりますので、現状の認識と今後の展開、充実策等をお考えでしたらお聞かせください。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、アイフォンやスマートフォンなどを活用した地域の情報発信をとのお尋ねにお答えをいたします。

お尋ねの件の概略につきまして、本町のウェブサイトは平成8年に開設以来、数度のリニューアルを行い、現在に至っております。

この間、インターネット利用環境の変化に合わせ、情報発信ツールとして町ウェブサイトへの拡充を図り、あわせて平成18年9月には道内町村としては初めての携帯向けウェブサイトを構築するなど、情報発信に努めてまいりました。また、平成22年11月には無線LANの供用を開始し、ブロードバンド環境の拡大を図っているところであります。

スマートフォンにつきましては、11月の実態調査発表で普及率が9.5%と急激に普及してきており、数年後には従来型携帯電話とスマートフォンの比率が逆転するものと言われております。

したがって、町といたしましても、スマートフォン等の普及拡大を意識しつつ、今後ともインターネット通信の環境変化を注視しながら、町民の皆様が利用しやすいウェブサイトへの充実に努めるとともに、さらなる情報発信に向け努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 先ほどバナー広告の件でちょっと言ったのですが、後ほどお答えをいただきたいと思っておりますけれども、私、移住相談ワンストップ窓口に入りますと、まずびっくりしたのが、首都圏からのアクセスという部分が出てくるのですが、これ羽田空港から釧路空港まで1時間40分、空港から車で1時間30分、これ釧路市から釧網本線利用できますと書いていますけれども、標茶から1時間半の中に女満別空港もありますね。中標津空港もあります。航空機を使うアクセスは非常によい地域だと僕は理解しているのですが、情報がちょっと足りな過ぎるようになります。ですから、もう少しその辺の見直し、平成8年に更新をして、さらには随時更新をしているということで、さらにはiPhoneなどにも対応できるようにしたということございますけれども、中がもう少しきちっと情報を与えるような形になっていないと、見る側から見ては非常に何の魅力も感じないのかなど。

さらには、住まい情報においては町営住宅の賃貸の金額と、それから不動産ネットワークにおいては通常の不動産屋さんが出しているような、その程度の情報でありました。

そういう意味では、せっかく標茶に移住・定住を呼び込もうとしているのですから、内容のつくり方といたしますか、情報をもっと少し検討していただきたいというふうに思いますし、あと一緒にバナー広告の件もお答えいただきたいと思っております。

また、町長触れられましたけれども、無線LAN基地、これについては、Bフレッツより劣りますけれども、ADSL並みの速度でインターネットが楽しめますとあります。これは、SIP、NPO法人標茶インターネットプロジェクトが受け付けて、費用が初期で約3万円かかります。利用料が法人においては5,500円、利用料は個人においては5,000円。非常に僕は高いというふうに感じました。これはNPO法人SIPでなければ申し込みができない状況になっているのか、運営に関しては下のほうに書いていましたのでわかりますけれども、あと、この初期費用等の関係についても、もう一度お聞きをしたいと思っておりますので、含めて僕言ったのは3点かな、よろしく申し上げます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ちょっと後ほどSIPの件に関しましては、担当のほうからもし答えられることがあればお答えをいただきたいと思っておりますけれども、まず1点目の情報がちょっと不親切過ぎるのではないのかなということで、ウェブサイトの、私どもとしてはできるだけ多くの情報を1回でということで、鋭意利用する方の利用しやすさという意識の中でやっておりますけれども、それ十分でないのは、ある程度ご指摘の件につきましてはおもってもだだと思います。したがって、何か気のついたことがありましたら、ぜひ担当課のほうに申し出ていただければ、すぐに対応いたしますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、バナー広告につきましても、先ほど申し上げましたけれども、最初にできるだけ、議員は非常に使いなれているかと思っておりますけれども、そうでない方もおられまして、やはり一面でできるだけ多くの情報があったほうが良いという方のご意見もございまして、

できるだけ多くの情報を提供するようにしておりまして、バナー広告のためのスペースが今確保していないということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

この情報関連のツール等々については、本当に日進月歩でありまして、どんどん進んでおりまして、私どももなかなかついていくのが大変なのですけれども、確かに議員のように、そういうようにスマートフォン等々も十分使いこなされている方にとっては、私どものウェブサイトがまだまだということはあるかと思いますが、ぜひこうしたほうがいいということがあれば、ぜひどんどんと提案をしていただきたいと思います。

ただ、それとこのスマートフォンの問題が、これが多分非常に大きな変化になるのではないかと考えておりまして、そういった場合にどう対応していくのか等々については、やはり一部のそういった先駆的な取り組みだけに、ずっと追いかけていくものがあるのか、それよりはやはりもっと落ちついた対応をしていったほうがいいのか等々については、私ども町民の皆様の利便性といいますか、利用される方の利便性等々も考えながら対応してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 無線LANの関係でございます。

今プロバイダーとして町内業者のSIP、NPO法人であります。1カ所に限定をさせていただいております。この金額が当初3万円かかると。それから、月々5,000円程度という部分については、金額的な部分については、当時ぶらら等を検討した中での金額というふうに聞いてございますので、金額の問い合わせ等についてSIPのほうにはそういうご意見があったという話はうちのほうから伝えることはできますけれども、決定権についてはそちらのほうということになりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 町長おっしゃられるように、情報機器については日進月歩ですので、まだまだどんどん進んでいくと思います。そういう意味では、なおさらこっちから出す情報も日進月歩とは言いませんけれども、1週間に1回ぐらいはどんどん改定をして出していくように、情報というのは新しくないと効果がありませんので、そういうものも考えていただきたい。

SIPに関しては、これプロバイダーが基本的に1社、SIPのみということですか。他のプロバイダーは今のところ入らない状況ですね。これについても、競争の原理が働くような方法をやはり考えていただきたいと思います。

今も言いましたように、情報を発信していくのは、この地域の情報を発信し、さらにはそれらを見た人方がいかにこの地域を知っていただいて、さらにはそこにちょっとアクセスしてみたいと思われるようにするためには、非常に有効なツールと考えていますので、ぜひ今後ともよい方向へ進むように検討をしていただきたいと思いますということをお願いしまして終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で11番・熊谷君の一般質問を終了します。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 深見議員が3点目に質問いたしましたしております放射線汚染のがれきの問題についてで質問をいたしております。重複いたしますが、あえてもう一度町長の考え方を伺っておきたいというふうに思います。

東日本大震災の被災地における汚染がれきの受け入れについて。

3月11日に発生した東日本大震災から間もなく9カ月が経過しようとしておりますが、被災地復興への道のりは遠く、特に東京電力福島第一原子力発電所においては、いまだに高レベルの放射能の放出が続き、また新たに高濃度の汚染水が海中に流れ出たおそれが判明するなど、事故の収束は全く見通しがつかない状況と言わざるを得ません。

震災によって生じた大量のがれきの処理が被災地復興のかぎとも言われておりますが、中でも放射能に汚染されたがれきは安全に処理する方法もなく、極めて厄介な存在になっております。5月26日に可決されたがれき撤去法案、そして細野環境大臣は福島の痛みを日本全体で分かち合うことが国としての配慮と述べ、汚染がれき処理を福島県以外に設けたいと考えを示しましたが、それらの場所を一体どこにするのか、また、どの自治体が受け入れするのか、非常に深刻な問題です。

こうした汚染がれきの処分受け入れについて、町長は、第3回定例会の深見議員の質問に対し、議会と住民の意見を聞き判断すると答えている一方、10月19日に開催された地域主権フォーラム in 釧路の席で、住民の意見を聞くことが困難との趣旨の発言であったように受けとめました。住民の意見を聞く機会は、例えば先ごろの4地区の町政懇談会など、これまでもあったと思うのですが、どのようにしてきているのでしょうか。

釧路広域連合では汚染がれきの受け入れを拒否したとの報道もありましたし、釧路管内消費者協会による北のくらしセミナーにおいても、汚染がれき受け入れに反対する決議が行われております。

また、当議会でも、先ほど深見議員が述べましたが、「放射性がれきを他の都道府県に移動し、焼却処分しないことを求める意見書」を採択し、態度を明確にしております。

被災地の痛みを全体で分け合うことの大切さは十分理解しつつも、今この地域を放射能で汚すことはできません。住民の健康に重大な影響を及ぼす危険性があり、その危険物質を制御する方法がない以上、汚染だけが拡散していくがれきの受け入れを認めることはできません。町長の考え方をここではっきりと伺いたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の東日本大震災の被災地における汚染がれきの受け入れについてのお尋ねにお答えをいたします。

東日本大震災の被災地のがれき、いわゆる災害廃棄物の広域処理につきましては、深見議員にもお答えをしておりますが、さきの定例会以降、国、道から災害廃棄物の広域処理に関し、具体的要請は来ておりませんが、環境省が災害廃棄物の広域処理に関し、10月7日に改めて受け入れ検討状況調査の照会が来たところであります。

本町といたしましては、災害廃棄物の広域処理に当たっては、処理責任を受け入れ自治体に負わせるのではなく、国の責任を明確にし、安全の確保や正確な情報の提供を講ずる措置を求めるとともに、北海道として広域処理に関する基準を定めることや受け入れに係る運搬経路、周辺自治体及び関係団体等に対する合意形成は国及び道の責任で行うことなどの条件整備が必要であるとして、被災地を支援したい気持ちはあるものの、現状においては受け入れは困難であると回答をしております。

これらの条件が整備され、具体的な要請があった段階で、町議会や住民の皆様のご意見を聞きながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今町長が答えられたことは、先ほどの深見議員に答えられた、全く同じでございます。私自身もそのようには思いますが、国の基準が決まったとしても、放射能という安全性が全く保たれていません。基準がどんどんどんどん上がる、下がる…、どちらかな、要するにそういう状況の中で、国がころころ基準に関しても変わってきております。私はやはり町民の命と安心・安全のためには町長がここで、分かち合う気持ちは十分に理解しつつも本町にとっての受け入れは絶対に断固として反対したいのだという町長のお気持ちをぜひこの場で述べていただきたい、そのように考えるのですね。

というのは、町民の皆さんは基幹産業が酪農であって、仮に国の基準が定められて安全だというふうに言ったとしても、住民の感情としては、先ほどのどなたかの質問ではありませんが、やっぱり安心できないというのが放射能だからこそそのように住民は思うのですね。ですから、国の基準が決まれば、国や道に対しても要請というその考え方自身はわかりますが、町長としての放射能に対する考え方で態度を明確にしていきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） この問題に関しては、私も何度も同じことを申し上げております。

先ほど深見議員の質問に対しましても、放射能ゼロということが、ゼロかゼロでないかという判断であれば、それはゼロで暮らしていくことができれば、それは最高だと思えます。ただ現実問題として、日本全国において、今これが放射能ゼロということがどこで言えるのかということになりますと、それ以上の水準について、ゼロでなければ全部だめかという話になりましたら、それは非常に乱暴な意見ではないのかなということをお願いしているわけで、私どもとしては、それは深見議員も先ほど申しましたけれども、国の基準は信頼できないというお話でありましたけれども、国の基準を信頼できなくて、じゃどの基準を信頼していればいいのか。もしそういった別にお考えがあれば、ぜひこうしたほうがいいのかあれば、ぜひ教えていただきたいと思えます。

それから、先ほどの中で、私が男女共同参画フォーラムの中で住民の意見を聞くのは困難とお話ししたというぐあいに、先ほども……

(「増田さんの」の声あり)

○町長(池田裕二君) 増田さん。増田……

○議長(平川昌昭君) ちょっと私語を控えてください。

(「元総務大臣の」の声あり)

○町長(池田裕二君) ああ、はいはい。

結局、それは私申し上げたのは、まず町民の声を聞くというのは、これ何回も繰り返しております。町議会の皆さんのご意見を承るし、本町の基幹産業は酪農であり、水を守ってきたという経過があることは十分私も承知をしております。

しかしながら、先ほど申しましたように、ゼロかゼロでないかという判断をした場合に、これは日本じゅうの受け入れ地域が不可能になるわけでありまして。いや、だから議員におかれましても、もしそうであるとすると、だれもが放射線ゼロを求めることになると、既に放射能汚染があった地域から人や物資の移動は不可能になる。被災者の方に重いリスクを負わせてしまうということになるわけでありまして、そのことについてどうなのかということをお尋ねになっているのであれば、私は、それはある程度の基準に基づいて住民の皆様のご理解がいただければ、それは受け入れるべきではないのかなということをお尋ねをしております。

ただ、この間のいわゆる3定におきます意見書採択、それからまた先般、農業委員会の決議等もあります。これから先も私どもが水を大切にしながら基幹産業、酪農を守っていかなければいけないという中で、それは極めて困難だというぐあいに私も思いますけれども、それについては、まず議会の皆さん方のご意見がどうであり、それでそれから後になんかという問題もあろうかということ、現実問題として住民の意見を直接聞くことは今の段階で各自自治体においては困難だということを申し上げたわけでありまして、ぜひ誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長(平川昌昭君) 9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 増田さんが来たときについての町長の質問したときの困難というのは、今理解をいたしました。

ただ、やはり住民が安心できる環境づくりというのは、議会も行政側もしっかりと確立をしていかなければならない。しかし、ゼロだと言われればそれは不可能だということは私自身も十分に考えてもおりますが、しかし管内的にもいろんな問題で安全性だけを問われていて、今、国の状況が信用できないといったら、はっきり言ったら信用できませんよ。そういう意味からすると、私はやはり町長の気持ちとしてどういう態度であるかということをはっきりとすべきではないかというふうに考えますので、ご質問を申し上げたところであります。そういう意味からすると、もう一度伺って終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長(平川昌昭君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 住民の安全・安心を確保するというのは、私は最大の任務だろう

と思っております。ただ一方において、リスクゼロでは生きていけないというのがあるのは事実でありまして、日本全国、福島以外のところでこのがれき、廃棄物の処理の受け入れを拒否したら、結果としてどういうことになるのかということもやはり私どもは考えていかなければいけないのだ。そうすれば、ある一定程度国が示した基準の中で、私はやはり全国民が痛みを分かち合うということは必要なことだと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 十分理解いたしますが、ぜひ情報発信、増田さんもお話しされていましたが、町民に対する情報の提供というのを、国の動きも含めてしっかりと情報提供していただきたい、そのことを確認して終わらせていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） どうも、お答えをしたいと思いますけれども、議員先ほどから前提としてお話しになっているのは、国の情報は信用できないということですとお話をされてきました。先ほどの深見議員もそういうことをおっしゃいました。私は、そのことに関して、そうではないでしょうと。そうではないのではないのかな。国からの情報に基づいて、国が安全だということに対して、我々が専門的な知識もあれもないわけであり、だからゼロかそうでないかという判断はできますけれども、それ以外の0.0何ぼが危険であるとかということについて、私どもは専門的な知識を持っていないわけですから、国の情報に対して判断をするしかないというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

情報につきましては、できるだけ情報を収集するように努力してまいりたいと考えておりますし、町民の皆様はどういった形の情報がいいのか、提供がいいのか等々についても検討してまいりたいと考えておりますので、ただ、ご理解をいただきたいのは、私どもが国からいただく情報というのは、いわゆる新聞報道等に出される情報とほとんど差がないわけで、ほとんど同じと言ってもいいわけでありますので、ぜひ住民の皆様方もそれぞれの自分の安全は自分で守るという基本理念に基づいて、そういった関心が強ければ、ぜひ自分でそれなりの努力をいただきたいと思っておりますので。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番・鈴木君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時20分

◎議案第59号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8。議案第59号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の管理運営につきまして、平成21年4月1日から3年間の指定管理者の指定期間が平成24年3月31日をもって満了をすることからこの先の3年間につきまして、引き続き株式会社標茶町観光開発公社を指定管理者としての指定を地方自治法の規定に基づき議会のご承認をいただきたく提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第59号。公の施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」。所在地、標茶町字コッタロ原野127番地の10。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地、名称、株式会社標茶町観光開発公社。代表者、代表取締役池田裕二。所在地、標茶町字コッタロ原野127番地10。

3、指定期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

以上で、議案第59号の提案趣旨及び内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 憩の家さん、今回の指定管理者は2回目だと思うんですが、判定委員会が設置されているんですが、その委員会でどのように今回について判定がされて、そしてどう評価がされてこんにちに至ったのか、それからもう一つ、他に指定が出来るような施設っていうのが考えられるのかも合わせて伺っておきます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

町の要綱に基づきまして指定管理者選定委員会を設置をしております、その選定委員会に担当課として提案をいたしまして、ご審議をいただきました。点数加点方式で選定をいただきまして、3年前の選定のときよりは点数が上がったというご審議をいただいて

おります。ただ、最終的な決定を可とするか否とするかのご審議の中には、観光開発公社の取締役であります副町長と私は退席をさせていただいて、最終的にご審議をいただいて可という結論をいただいているところであります。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今回の指定管理者の指定にかかりまして、他に適とするところがなかったかということのお尋ねであります。これの前段の一つは選定に当たって公募するか公募しないかと二つの理由がございます。その中で公募によらないということで選定をさせていただいた結果が今回の部分でありますけれども、この部分では地方自治法の244条の2の中で管理に関する規定があつて、そして条例で定めるということになっています。そこの中で公募によらない指定管理者の候補の選定ということで、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮する場合には、公募によらず、町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補として選定できるということが定められてございまして、それらの施設の設置目的等々の符合を行った結果、観光公社が適であるということで、それで今、今回提案しているところでございます。それとほかの公共施設の部分であります。これにつきましては前にもありましたとおり補助制度等々のしほりもございまして今回指定管理者として指定できる部分につきましては、今回についてはこのみということでございましてご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は、原案可決されました。

◎議案第60号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第60号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては磯分内中学校の校舎耐震化と相まって、将来の生徒数の推移、教育環境向上の観点で、統廃合について磯分内小学校、中学校のPTA、そして磯分内地区連合振興会の中でご協議をされたところでございます。

その結果本年6月6日、磯分内地区連合振興会長および磯分内中学校、磯分内小学校各PTA新旧会長名により、平成24年3月31日をもって統廃合に同意する旨申し出がございました。

磯分内中学校につきましては昭和22年の開校以来、65年の長きにわたりその歴史を刻み、昭和37年度には生徒総数最大の274名が在籍し、本年度の卒業予定者を含めまして、これまで2,282名の卒業生を送り出すこととなります。しかしながら近年、生徒数の減少が続く、今年度の生徒数は12名でございます。来年度以降の生徒数の推移、生徒の教育環境を十分考慮しまして、磯分内中学校を標茶中学校へ統合とする条例改正のご提案でございます。

また、条例の規定中で、一部文言の改正箇所がありましたので、あわせてご提案するものであります。

なお、本案につきましては、11月29日開催の第11回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第60号、標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例

標茶町立学校条例（昭和39年標茶町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の位置の欄中「字クチヨロ原野」を「字クチヨロ原野」に改める。

別表第2の名称の欄中「同 磯分内中学校」を削り、同表の位置の欄中「同 字熊牛原野15線西3番地1」を削る。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決事項でありますので、起立により採決いたします。

本案を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案可決されました。

◎議案第61号

○議長(平川昌昭君) 日程第10。議案第61号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長(島田哲男君)(登壇) 議案第61号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、磯分内中学校が平成24年3月31日をもって閉校となり、同年4月1日からは標茶中学校へ統合することで、現在の磯分内中学校通学区域内の生徒が、標茶中学校へ通学する手段として「磯分内地域と標茶中学校間」のスクールバス運行を追加いたしたく、ご提案するものであります。

なお、本案につきましては、11月29日開催の第11回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下内容について、ご説明いたします。

議案第61号、標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町スクールバス運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町スクールバスの運行等に関する条例(平成16年標茶町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中、「開盛線、磯分内開盛地域と磯分内小学校及び磯分内中学校の間、上磯分内線、上磯分内地域と磯分内小学校及び磯分内中学校の間」を「開盛線、磯分内開盛地域と磯分内小学校の間、上磯分内線、上磯分内地域と磯分内小学校の間、磯分内線、磯分内地域と標茶中学校の間」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

6番・林君。

○6番（林 博君） 今回、今冒頭に説明ありましたとおり磯分内中学校の統合によるスクールバス運行の変更ということでございますけれども、この運行にあたりまして登下校、または部活等の運行については、どのように今計画されているか伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） 磯分内中学校、現在運行ありますけれども、その間の標茶中学校への登下校、部活等の運行の計画でございますけれども、中学生にあたっては、朝便につきましては小学校と同じく開盛線、上磯分内線2路線を使いながら小学生と中学生を乗せて磯分内小学校まで来ます。それから、磯分内小学校から標茶中学校までの間は、今、磯分内線の路線バスが走ってございますので、そちらの方を活用しながら標茶中学校までということで考えてございます。帰りの便につきましては、標茶中学校から磯分内地域の方に今回提案しております標茶中学校と磯分内地域間のスクールバスということで、中学生だけの路線で走る予定をしております。部活バスも当然同じ路線ということで考えてございます。

○議長（平川昌昭君） 6番・林君。

○6番（林 博君） 今の答弁の中で、確定ではなくて今、そういう予定でいるということでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

これまで、私どもの路線の計画含めて予定で地域のPTAの方々にご提示をしまして、地域からの要望書の中で、一定程度の要望がございました。その後で、地域の要望としまして、路線バスの時間帯が標茶中学校の登校時間と時間が間が短いということで、その時間帯をぜひとも路線バスを変更していただきたいような要望がございました。その部分につきまして、所管する部分は町の管理課でございますけれども、その後に説明会がございまして、実際にはその時間帯を変更できる方策が可能でございますので、その部分の説明をする意味で先週ですか、実際にはもう一度説明に上がって、まだその回答はいただいておりますけれども、一定程度の部分で説明したという経過がございますので、その部分の回答もつてのまたどういうふうになるかっていう部分は説明していきたいと考えてございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 乗車期間、磯分内の子供の中で一番長い時間帯を乗る、乗車する

というのは、どの位の所要時間になるのでしょうか。あるいは、全町で走っている中でも一番長く乗車しているという生徒については、どのぐらいの時間数がかかっているのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） 来年度の4月からシミュレーションをしたところで、一応小学校の登校の時間は始発が7時30分で小学校に着くのが7時53分ということでございます。予定としてです。それから下校については、小学生が一つの今まで2路線ありましてたけれども、開盛線に乗る方が1名という予定になってございまして、それを上磯分内線と合わせた中で、小学校を実際には件数でいくと5件ですけれども、うちのスクールバスの乗車時間といえますか、一定程度の町内全体的な運行時間は1時間以内というような目安を持ってございます。その中で、今回小学校の1便にした計画でございましてけれども、44分という今のところの計画で運行計画を立ててございます。遅便も同じ時間となります。他のスクールバスの最長の時間ですけれども、先ほど申し上げとおり1時間以内ということでございますから、毎年遠い家があるかないかによってかなり時間変わりますけれども、全て1時間以内ということでうちの方とらえてますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は、原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。議案第62号を議案といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町火葬場条例の一部を改正する条例で、本年6月に着工しました新火葬場が12月下旬完成予定で、平成24年1月1日から使用できることとなったことから、名称及び位置を改正するものであります。

なお、名称につきましては平成23年第1回定例会において、厚生文教委員会の所管事務調査報告で名称について町民が親しみやすい名称の検討も必要と報告されていることから、一般公募を行いこの度の提案となった次第であります。

以下、内容について説明いたします。

議案第62号。標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例

標茶町火葬場条例（昭和42年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名称、こすもすの里標茶斎場、位置、標茶町字標茶936番地54。

附則といたしまして、この条例は、平成24年1月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 今回の火葬場、話に聞きますと1月から供用開始ということで今の時期にやっと公募によってこの名前が上がってきたということなんですが、この名前については今課長の説明もございましたように、先日の厚生文教委員会の議題ではありませんでしたけれども、事前に係の方から説明ございました。それは厚生文教の委員は、内容については詳しくわかっておりますけれども、どのような内容でこの名前が出てきたのか、例えば、何件あってその中から選ばれたのか、そういった詳しい説明とその時にいろいろ私も思ったことを名前について言わせてもらいましたけれども、実はこのこすもすというのは、町内では1カ所か2カ所使われていると思います。こちらは斎場の名前、向こうはお年寄りが入居している施設とそういったことで、そういった方からいろいろと苦情があったら困るなど、そんな心配もその時には言わせてもらいましたけれども、こういった形で本日の議案として上がってきたわけです。それについて、当事者からお話聞きますと何か係のほうにクレームといいますか、この名前についてのいろんな苦情みたいなものがあったように聞いておりますけれども、その辺についての詳しい説明を再度お願いしたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 公募等についての件数、方法等についてのことにお答えをしたいと思います。

公募につきましては広報しべちや8月号で新火葬場建設工事と施設名募集のお知らせということで、これにつきましては、広報で周知をして8月31日までの申し込み期限ということで公募をさせていただきました。その結果、応募につきましては3名の方から8件の名称の応募がございました。それを元にいたしまして、町長はじめとして関係課長の選考委員会を開催いたしまして、今回のこすもすの里標茶斎場という名称で決まりまして、今回の提案ということでなった次第でございます。それと、こすもすという名称ですが、標茶町においてこすもすというこの花の名前ですが、一番先にこすもすという名前が標茶町で行政のほうで使い出したのが行政施行100年、昔で言いますと開基100年のときに町花、町木ということで制定しまして、こすもすとしたという経過がございます。

その後、町内の施設の中でこすもすというかたかなとひらがなの表記がございますが、平成元年に社会福祉協議会が設置をいたしました障害者のための授産施設がコスモスという名称で使っております。その後介護保険ができて、訪問介護事業所ということでひらがなのこすもすというのができたという経緯になっております。苦情ということですが昨日、片方のほうからこすもすという名称そのものを新火葬場に名称につけられてということで、職場としては反対であるというようなことは申し入れがございました。ただ、私どもとしましては、こすもすという名前そのものにつきましては、花の名前で町花でもあるということも含めて理解をしております。そういう面では公募した結果、このような名前になったということでお答えをして、意見としては伺っておくというようなことで対応をさせていただいた次第でございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

名称決定までの経過については、今住民課長のほうから説明したところでございます。その部分では、字源でいきますと親しみやすさといえますか、また、標茶を表現する部分というのが必要だということで、応募された中から決定をしていったということでありませう。先ほど開基100年、昭和60年の年に町花と定められた部分があって以来、町のイメージとして定着してまして、例えば街路灯であるとか、橋の欄干であるとか、看板等にもデザインとしては多くに利用され、先ほどありましたあらゆるところでこすもすという名前は使われてきたところだというふうに思っております。

それで、一つは町の皆さんの中でその植花事業が進み標茶をあらわすものの一つになっていると、そしてもう一つは、花言葉でもギリシャ語の語源でも純粹さや美しさ調和というような意味があって、まさしく標茶をあらわす言葉だというふうに思っているところがあります。その中で名称として使ったわけですが、この名称につきましては、こすもすの里標茶斎場という形になってはいますが、こすもすの里に係る言葉というのは、私今、前段説明しました標茶のイメージですとか、言葉のもつイメージを持って標茶に係る言葉

というふうに私ども判断をしているところであります。施設機能である斎場とは基本的には切り離れた形で考えておりました、こすもすの里というのは標茶をあらわすということのまぐら言葉にしたところであります。ただ、先ほどありましたおっしゃる誤解も含めてそういう印象があるとするれば、今後、ネーミングに係るその経緯ですとか趣旨ですとか内容につきましては、住民の皆さんに広く知っていただくような努力はしてまいりたいと考えてございますので、ぜひご理解していただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 私はこの選び方、こすもすという名称、今説明ございましたように町の花ですし、これについて私は何も異存はないのですが、ただ先ほど課長の説明もございましたけれども、片方がひらがなで片方がカタカナだとか、こすもすの後に里が付いてるだとか、そういう問題ではないと思うんです。たとえば、通常火葬場、これが仮定としますけれどもこすもすの里標茶斎場、こんな長い名前上から下まで言う人なんか恐らくいないでしょう。恐らく標茶斎場とか、斎場とか、こすもすとかって略称で普通は言うんです。そういった時にこっちもこすもす、あっちもこすもす、この中にカタカナであろうがひらがなであろうが区別はないんです。一番問題なのは、私はこの選び方とか名前についてはなにも問題ありません。ただ、同じような名前のついている高齢者施設に入っているお年寄りが不愉快に感じている、そこが問題なんです。わかりますか。

なんか話しに聞きますと、こすもすからこすもすに移るだけだ、なんてそんなことまでお年寄りが言ってるっていうんです。選び方とか、いま期日、1月から供用されますから時間もありませんし、公募によって選ばれた名前変えるというのは、大変難しいことも十分承知してはいますが、それでも、そういった施設のお年寄りで不愉快を感じている問題をくつがえしてまで、なぜ、この名前を採用する意味があるんだろうと疑問に思うんですが、もう一度説明願います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほどそれらの情報が入りましたのは、昨日の話ありましたけれども、先ほどご説明いたしましたように、選定にあたり、または、私どもの考え方としては、純粋に標茶町を当初の通常の斎場をイメージする部分でなくて、もう少しやわらかなたちも含めて表現したいということがご指摘もありましたし、応募先の中でもこれが最適という形で選定をさせていただいたのが今議員も言っていたような経過であります。なおも、先ほどそのような誤解を受ける形であれば、ぜひ今段階におきましては、十分町の皆さんにこういう形での選定であり、こういう名前がこういう経緯で生まれたということは十分承知していただいて、ぜひご理解いただくような努力はしてまいりたいというように思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） また同じことになりますけれども、中身なんてお年寄りに関係ない

んです。わかりますか。同じこすもすさんなんです。それを不愉快に思っている人がいるということに問題があるんです。私はそう思いますけど。その辺、中身が説明してどうのこうのっていう問題でないと思うんです。理屈でないんです。一人の不幸も見逃さないって町長普段から言ってますよね。あそこに入っているお年よりこんなことここで言ったら大変失礼だけど、余生を過ごしている方々なんです。その人たちがいやだなと感じているんですから、そこはもう少し皆さんで考えるべきだと私は思います。私は、とうていこの名前には賛成できません。

(何か言う声あり)

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時05分

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時06分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 3番 菊 地 誠 道

署名議員 4番 本 多 耕 平

署名議員 5番 林 博

平成23年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成23年12月7日（水曜日） 午前10時01分開会

- 第 1 議案第62号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
修正動議
- 第 2 議案第63号 標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第64号 標茶町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第65号 平成23年度標茶町一般会計補正予算
議案第66号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第67号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第68号 平成23年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第69号 平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 5 陳情第 4号 T P P (Trans Pacific Partnership) 参加反対に関する陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 6 意見書案第18号 原子力損害の賠償に関する意見書
- 第 7 意見書案第19号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書
- 第 8 意見書案第20号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書
- 第 9 意見書案第21号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書
- 第10 意見書案第22号 介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書
- 第11 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第65号 平成23年度標茶町一般会計補正予算
議案第66号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第67号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第68号 平成23年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第69号 平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算
(議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、
議案第69号審査特別委員会報告)

追加意見書案第23号 農業等に壊滅的な打撃を与え、地域崩壊を引き起こすTP
Pへの参加はしないことを求める意見書

○出席議員（14名）

1番 松下哲也君	2番 長尾式宮君
3番 菊地誠道君	4番 本多耕平君
5番 林博君	6番 黒沼俊幸君
7番 後藤勲君	8番 館田賢治君
9番 鈴木裕美君	10番 田中敏文君
11番 熊谷善行君	12番 深見迪君
13番 川村多美男君	14番 平川昌昭君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	高橋則義君
管理課長	後藤英之君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時01分開会)

◎議案第62号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第62号を議題といたします。

昨日に引き続き、本案の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 昨日の菊地議員の質問で、やり取りがありましたのでその辺については理解をするんですが、私は仕事をする上での気持ちの配慮として、ここに座っている皆さん方は、以前この議会の席で火葬場とごみ処理場の看板が一つだったということを記憶にございませんか。その中で、住民の皆さんから感情的に、ごみと人の命の所と一緒にしているのかというそういう声が寄せられて、この場で議論がされて看板を二つに分けたという経過があるんです。そういう経過があつての今日に至って、やはり私としては、こすもすの特にお年寄りの施設であるそこに、もう少しの配慮があつたんじゃないかというふうにやっぱり感じるんです。そういう意味では、これからの仕事をする上でもう少し皆さん方が配慮をするところを、町長どのように考えていらっしゃるかそこを確認しておきたいというふうに思います。

○議長(平川昌昭君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) ただいまの議員の考えにつきましては、私どもとしては昨日も申し上げましたように公募という方法をとるご支持がございまして公募、その中でこすもすというのが町花に制定された経過等も含めまして、一般的なイメージとしていいのではないのかなという結論を出させていただいた訳であります。しかしながら、昨日の議員のご指摘にもありましたように、不愉快に感じられる方がいるということもお聞きをしまして、それはそれなりに事実として謙虚に受け止めなければいけないと思っております。私どもとしては、十分配慮をしまいたつもりでありますけれども、それがもし足りなかつたとすれば、それにつきまして深く反省をし、今後の業務遂行に当たってまいりたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番(後藤 勲君) 今火葬場の話が出てますけれども、27日に落成式ということで聞いたばかりなんですけれども、その時には我々が見に行けるんだらうなと思ひますけ

ど、これ町民にはその前に開放するとか見せるということは考えていないのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の火葬場条例の可決を受けまして、議決いただいた後に披露式ということで今月の27日に予定しております。これにつきましては、地域会、町内会の会長さんにもご案内しようと思っておりますけれども、ただ年末ということもございますので改めまして来年一月に一般といいますか、町民に施設を観ていただく機会という事を考えていくということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

◎修正動議

○議長（平川昌昭君） ただいま、本案に対し、館田君ほか12名から、修正案が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） （登壇）議案第62号、標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、修正動議を出させていただきました。その趣旨の説明をさせていただきます。

昨日、質疑の中で問題点が明らかになった訳ではありますが、町有施設の名称を決定をすると、このことにあたり今回特に火葬場ということもありまして、町内にある民間の高齢者福祉施設等名称が類似をしていることから、特に入居者や施設設置者に配慮した名称とすべきとの意見で一致をみたところであります。今回町から提案のあった名称選考においては、特に町民からの公募を行う中での決定された名称の修正であることから、議会としてもこのことについては、大変重く受け止めさせていただきます。そして、このことも含めて協議をした結果であります。以上、内容について説明いたします。

議案第62号標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第15条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第62号標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案。

議案第62号標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第1条の表の名称「こすもすの里標茶斎場」を「しべちゃ斎場」に改める。

「しべちゃ斎場」のしべちゃは、ひらがなであります。

以上で、修正動議の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） これより、修正案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

採決は、起立により行います。

まず、館田君ほか12名から提出された修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、修正可決した部分を除く原案は、可決されました。

◎議案第63号

○議長(平川昌昭君) 日程第2。議案第63号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町公共下水道設置条例の改正で、平成22年度から特定環境保全公共下水道事業により整備を進めてまいりました磯分内地区が、平成24年3月に一部供用を開始することとなったことによる改正、事業認可変更の手続で、標茶排水区、塘路排水区の計画の見直しを行なったことにより、計画人口、処理水量に変更を生じたことによる改正及び法制執務上の文言を整理し、所要の改正を行うものでございます。

下水道事業は事業の実施期間が長期に及ぶため、無駄のない適正な事業が行なわれるよう、5年ごとに社会情勢の変化等を踏まえた事業計画の見直しを行いながら事業を実施していますが、事業認可期限が平成23年3月31日までとなっていたことから、平成22年度に更新の手続きを行ないました。更新にあたり、事業計画全体の見直しを行なう中で、第4条の計画人口につきましては、第4期総合計画の将来人口及び過去10年間の人口の推移により、第5条の施設の処理能力につきましては、計画人口及び過去10年間の水道の給水

実績を基に、これは1人1日の水の使用水量、原単位とありますが、この値の見直しにより変更を行ったものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第63号、標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例。

標茶町公共下水道設置条例（平成18年標茶町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

以下、議案説明資料により説明いたしますので、議案説明資料の4ページをお開きください。

第3条、排水区の名称及び区域ですが、標茶排水区の区域につきましては、より詳細に区域を設定する必要があると判断されたことから改正を行なうもので、「旭1丁目から6丁目、」を「旭1丁目から4丁目、旭5丁目から6丁目の一部、」に、「開運1丁目から開運10丁目、」を「開運1丁目の一部、開運2丁目から7丁目、開運8丁目から10丁目の一部、」に、「川上1丁目から10丁目、」を「川上1丁目の一部、川上2丁目から9丁目、川上10丁目の一部、」に、「常盤1丁目から10丁目、」を「常盤1丁目から5丁目の一部、常盤6丁目から9丁目、常盤10丁目の一部、」に、「桜1丁目から14丁目、」を「桜1丁目から7丁目、桜8丁目の一部、桜9丁目から12丁目、桜13丁目の一部、桜14丁目、」に、「平和1丁目から9丁目、」を「平和1丁目から4丁目、平和5丁目から9丁目の一部、」に、「麻生1丁目から10丁目」を「麻生1丁目から8丁目、麻生9丁目から10丁目の一部」に改めるものです。

塘路排水区の下に磯分内排水区を加え、区域を字熊牛原野14線東、字熊牛原野14線西、字熊牛原野15線東、字熊牛原野15線西、字熊牛原野16線東、字熊牛原野16線西、字熊牛原野の各一部とするものです。

次ページへまいります。

第4条、排水区の面積及び計画人口ですが、標茶排水区の計画人口につきましては6,000人から4,300人に改めるものです。

塘路排水区の下に磯分内排水区を加え、面積を36.0ヘクタール、計画人口を350人とするものです。

第5条、施設の名称、位置及び規模ですが、標茶町標茶終末処理場については、処理能力を計画人口及び原単位の見直しにより、1日最大3,350立方メートルから2,381立方メートルに改め、標茶町塘路終末処理場については、位置を文言の整理で字ウライヤ35番地、5番地1と、処理能力については、原単位の見直しにより、1日最大125立方メートルから120立方メートルに改めるものです。標茶町塘路終末処理場の下に標茶町磯分内終末処

理場を加え、位置を標茶町字熊牛原野14線東2番地10、処理方式を高級処理、処理能力を1日最大126立方メートルとするものです。

附則といたしまして、この条例は、平成24年3月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第63号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 計画では処理能力の部分、標茶排水区の部分なんですけれども6,000人、計画人口4,300人となっておりますけれども、今現在の排水区の人口はどのくらいなのか。それと磯分内の処理場の一日最大126立方メートル、附則の部分来年3月1日から施行するということですが、いつから本格的に計画に沿ってできるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 標茶処理区の区域内の人口につきましては、約5,000人程度です。磯分内につきましては、処理場が3月31日までに供用開始できますので、実際には4月1日から使用できるようになるんですけれども、地域的につないでいただく工事が多分5月の連休以降じゃないとまだ土が凍結しておりますので、その辺の工事が多分連休以降になるということで、使用していただける方々につきましては、4月1日以降いつでも排水設備の工事をしていただくと使えるようになります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案可決いたしました。

◎議案第64号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第64号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町下水道事業受益者分担金条例の改正で、現在整備を進めています磯分内地区が平成24年3月に一部供用を開始することから、地方自治法（昭和22年法律第67条）第224条の規定に基づき事業費の一部を負担していただく標茶町下水道事業受益者分担金条例について、新たに磯分内地区を加える必要が生じたことから提案を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第64号、標茶町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例。

標茶町下水道事業受益者分担金条例（平成18年標茶町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「塘路」の次に「及び磯分内」を加える。

附則といたしまして、この条例は、平成24年3月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 磯分内に加わるわけでございますけれども、分担金については、塘路と同じということで考えていいのですか。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 議員のおしゃるとおり今回の改正につきましては、区域を追加するだけで分担金の額については書いてはおりませんので、塘路と同じということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は、原案可決されました。

◎議案第65号ないし議案第69号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案69号を一括議題といたします。

○議長(平川昌昭君) 議題5案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第65号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度一般会計補正予算(第4号)でございまして、各事務事業の精査を行う中で、それぞれ減額、増額補正を行うとともに、子育て支援、牧場体制の強化、盤石な除雪対策などに資するため歳入歳出それぞれ2億2,908万1,000円を追加し、総額を107億7,270万7,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、さくら保育園園舎防音改築工事費として6,666万円、商工団体補助金で52万5,000円、除雪対策委託料で9,000万円、幼稚園園舎防音改築工事として3,238万円などを計上いたしました。

他会計への繰出しにつきましては、介護保険事業特別会計保険事業勘定、サービス事業勘定合わせて1,574万4,000円の減、上水道事業会計負担金で14万3,000円の減、下水道事業特別会計は505万7,000円となっております。なお、一部事務組合への負担金につきましては、釧路北部消防事務組合への負担金で314万6,000円の増額を行ったところであります。

一方歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込み地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で2件、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成23年度標茶町一般会計補正予算(第4号)。

平成23年度標茶町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,908万1,000円を追加し歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,270万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

5ページにお戻りください。

第2表 継続費補正であります。

3款民生費、2項児童福祉費、さくら保育園園舎防音事業で、総額3億5,700万円で、年割額では23年度6,666万円、24年度2億9,034万円とするものであります。

次に、10款教育費、4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業で、総額1億7,350万円で、年割額では23年度3,238万円、24年度1億4,112万円とするものであります。

28ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

各事業の計で申し上げますが、3款民生費、2項児童福祉費、さくら保育園園舎防音事業、全体計画の年割額3億5,700万円、左の財源内訳で国道支出金2億448万3,000円、地方債1億5,240万円、一般財源11万7,000円、当該年度支出予定額、当該年度末までの支出予定額はともに6,666万円でございます。翌年度以降支出予定額は2億9,034万円。

次に、10款教育費、4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業、全体計画の年割額1億7,350万円、左の財源内訳で国道支出金1億30万9,000円、地方債7,310万円、一般財源9万1,000円、当該年度支出予定額、当該年度末までの支出予定額はともに3,238万円でございます。翌年度以降支出予定額は1億4,112万円であります。なお、継続費の総額に対する進捗率は、両事業とも23年度分は18.7%の見込みでございます。

6ページにお戻り下さい。

第3表 地方債補正であります。

1、過疎対策事業の補正前の限度額1億5,900万円に保育園園舎防音事業に2,760万円、幼稚園園舎防音事業1,320万円、計4,080万円を追加し、補正後の限度額を1億9,980万円

とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額8億4,873万3,000円に4,080万円を追加し、限度額を8億8,953万3,000円とするものでございます。

29ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は補正前の額8億4,873万3,000円に補正額4,080万円を追加し、補正後の額を8億8,953万3,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額106億712万7,000円に補正額4,080万円を追加し、補正後の額は106億4,792万7,000円となるものであります。

以上で、議案第65号の提案趣旨と内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,294万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第69号の説明をさせていただきます。

議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で、人事院勧告に伴う人件費の補正及び水道事業運営委員会の開催回数が増えたことによる委員報酬の補正を行な

うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成23年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、14万3,000円を減額し1億347万4,000円とする。第2項営業外収益、14万3,000円を減額し2,914万9,000円とする。

支出。第1款水道事業費用、14万3,000円を減額し9,399万8,000円とする。第1項営業費用、14万3,000円を減額し8,296万円とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 職員給与費、9万5,000円を減額し2,380万2,000円とする。

（他会計からの負担金）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 一般会計（人件費分）、14万3,000円を減額し1,654万6,000円とする。

以下、予算書に従い説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略）

3ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）です。

補正部分のみの説明といたします。

初めに受入資金ですが、3. 他会計負担金、14万3,000円を減額し2,239万1,000円。6. 前年度繰越金、287万円を追加し3億1,729万1,000円。合計で272万7,000円を追加し補正後の額は4億2,208万6,000円です。

支払資金、1. 営業費用、14万3,000円を減額し4,894万1,000円。5. 前年度前受金返済、73万7,000円を減額し76万3,000円。合計で89万3,000円を減額し、補正後の額は2億446万3,000円。差引の増減は、362万円の追加で補正後の額は2億1,762万3,000円です。

5ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部。1. 固定資産、（1）有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は7億6,413万4,000円、（2）無形固定資産、イ施設利用権で無形固

定資産合計535万2,000円、固定資産合計は7億6,948万6,000円。2.流動資産、(1)現金預金2億1,762万3,000円、(2)未収金1,432万4,000円、流動資産合計は2億3,194万7,000円、資産合計は10億143万3,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部。3.固定負債、(1)引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円。4.流動負債、(1)一時借入金から(4)その他流動負債までの流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円。

資本の部。5.資本金、(1)自己資本金は4億1,149万2,000円、(2)借入資本金、イ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億7,675万4,000円、資本金合計は8億8,824万6,000円。6.剰余金、(1)資本剰余金、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,829万円、(2)利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は4,315万円、剰余金合計は8,144万円、資本合計は9億6,968万6,000円、負債資本合計は10億143万3,000円です。

2ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第67号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)で、保険事業勘定では、人事院勧告に伴う給与費の減額と高額介護サービス給付費及び介護給付費準備基金積立金の追加、成年後見人審判請求費用の組替えで、介護サービス事業勘定では、人事院勧告に伴う給与費の減額であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

平成23年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,849万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,535万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億707万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による、というものでございます。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いましてご説明いたします。

11ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願います。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第68号、平成23年度標茶町病院事業会計補正予算についての趣旨並びに内容につきまして説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入、支出それぞれ21万5,000円を減額し、総額を11億6,258万9,000円にしたいというものでございます。

支出補正の主なものを申し上げますと、給与費では人事院勧告に基づく給与改定、制度改定等に伴う給料、手当、報酬、法定福利費、組合負担金計606万1,000円の減額を行うとともに、臨時助産師及び看護師採用による賃金で56万円の追加及び材料費は薬品費、医療消耗備品費で計400万円の追加、経費は燃料費で128万6,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、医業収益のその他医業収益、室料差額収益で21万5,000円の減額補正を行うものでございます。

なお、昨年度と同様、今年度も入院患者数が低迷しておりまして、年度末に近い推計を算定できます平成24年第1回定例会におきまして、入院収益を含む補正予算を再度提出させていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

以下、内容について1ページから説明申し上げます。

平成23年度 標茶町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則でございまして、平成23年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出でありまして、平成23年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益は21万5,000円を減額し11億6,258万9,000円に、第1項医業収益は21万5,000円を減額し6億9,657万2,000円とするものでございます。

支出の第1款病院事業費用は21万5,000円を減額し11億6,258万9,000円に、第1項医業

費用は21万5,000円を減額し11億845万7,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費で550万1,000円を減額し7億5,349万円とするものでございます。

第4条は、たな卸資産購入限度額で、予算第7条中「1億980万円」を「1億1,380万円」に改める。

次に、予算説明書に従い説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に4ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括であります。補正前に対する補正後の比較で申しますと、職員数の増減はございません。給与費では報酬が362万5,000円の減、給料が20万7,000円の減、賃金が56万円の追加、手当が174万6,000円の減で、計で501万8,000円の減でございます。法定福利費は47万2,000円の減で、合計で549万円の減でございます。手当の内訳は記載のとおりであります。

以下、5ページから6ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に3ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず受入資金でございますが、1の事業収益で21万5,000円を減額し6億5,442万1,000円、2の前年度未収金で2,998万4,000円を追加し計で7,998万4,000円、7の前年度繰越金で66万6,000円を追加し計で7,056万7,000円、受入資金合計では3,043万5,000円を追加し計で14億7,316万円でございます。

次に支払資金であります。1の事業費用で729万9,000円を追加し計で10億4,948万6,000円、2の前年度未払金で765万9,000円を追加し計で3,965万9,000円、支払資金の合計では1,495万8,000円を追加し計で13億3,687万9,000円でございます。

受入資金と支払資金の差し引きでは1,547万7,000円の追加となり、計では1億3,628万1,000円でございます。

次に7ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)についてであります。資産の部。1の固定資産、(1)の有形固定資産、イの土地からホ車両までの合計で19億8,465万8,000円、(2)無形固定資産は、イ電話加入権38万8,000円で合計も同額でございます。

(3)投資のイ長期貸付金は4億円で合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は23億8,504万6,000円となります。2の流動資産は(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までで1億9,428万1,000円で、資産合計は25億7,932万7,000円でございます。

次のページにまいります。

負債の部では、3の流動負債(1)の未払金から(2)の預り金までの合計は3,700万円で、負債合計も同額でございます。

資本の部では、4の資本金(1)自己資本金9億38万8,000円、(2)借入資本金はイ企業債で14億67万円、資本金合計で23億105万8,000円、5の剰余金(1)資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国庫補助金までの資本剰余金合計は2億6,903万2,000円、(2)欠損金については、イの当年度未処理欠損金2,776万3,000円で、欠損金合計も同額でございます。剰余金合計2億4,126万9,000円、資本合計で25億4,232万7,000円、負債資本合計で25億7,932万7,000円でございます。

次に2ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題5案は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題5案は、議長を除く13名で構成する「議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後4時24分

◎時間延長の議決

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議規則に定められた時刻がせまりましたが、なお、残余の日程がありますので、本日の会議は、あらかじめ延長いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 5時21分

◎陳情第4号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5。陳情第4号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長（林 博君）（登壇） 陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

番号、陳情第4号、件名、T P P参加反対に関する陳情、審査の結果、採択すべきものといたしました。なお、意見書の提出については総務経済委員会からの発議といたしたいと思います。

以上で審査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第4号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案を、委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第4号は、採択と決定いたしました。

◎意見書案第18号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。意見書案第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第18号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第18号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案第18号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第19号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。意見書案第19号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案第19号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第20号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。意見書案第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。

意見書案第20号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第21号

○議長(平川昌昭君) 日程第9。意見書案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第21号を採決いたします。

意見書案第21号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第22号

○議長(平川昌昭君) 日程第10。意見書案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第22号を採決いたします。

意見書案第22号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第11。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 5時32分

再開 午後 5時34分

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第65号ないし議案第69号

○議長（平川昌昭君） 議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を、委員長報告のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま、林君ほか6名から、意見書案第23号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第23号

○議長(平川昌昭君) 意見書案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第23号を採決いたします。

意見書案第23号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成23年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 5時39分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員番 3番 菊地誠道

署名議員番 4番 本多耕平

署名議員番 5番 林 博